

○厚生労働省令第十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条、第六十条の二第一項及び第四項並びに第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月八日

厚生労働大臣　根本　匠

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のよう改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(被保険者となつたことの届出)

第六条 (略)
2 (6) (略)

(被保険者となつたことの届出)
第六条 (略)
2 (6) (略)
(新設)

改 正 前

(被保険者となつたことの届出)

第六条 (略)
2 (6) (略)

7 第一項の届出は、特定法人（事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の時における資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第二百三十一号）第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額が一億円を超える法人、保険業法（平成七年法律第二百五号）第二条第五項に規定する相互会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）にあつては、資格取得届の提出に代えて資格取得届に記載すべき事項を電子情報処理組織（政府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項目において同じ。）と特定法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条、第七条、第十三条、第一百一条の五及び第一百一条の十三において同じ。）を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

8 出又は第三項に規定する者に係る前項の提出をするときは、同項特定法人は、第二項各号のいづれかに該当する場合の前項の提

(新設)

に規定する事項と併せて、それぞれ第二項又は第三項に定める書類に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して提出しなければならない。

第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

第六項の届出は、特定法人にあつては、資格取得届及び第三十条各号に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認めると認められる場合は、この限りでない。

(被保険者でなくなつたことの届出)

第七条 (略)

2
5

第一項の届出は、特定法人にあつては、資格喪失届及び同項に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

第四項の届出は、特定法人にあつては、資格喪失届及び第三十条各号に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認めると認められる場合は、この限りでない。

第二項及び第五項の規定は、第六項の場合について準用する。

(新設)

第七条 (略)

2
5

(被保険者でなくなつたことの届出)

(新設)

(新設)

(被保険者の転勤の届出)

第十三条 (略)

2 (4) (略)

第一項の届出は、特定法人にあつては、転勤届及び第二項に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができる認められる場合は、この限りでない。

6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(削る)

(被保険者の氏名変更の届出)

第十三条 (略)

2 (4) (新設)

(新設)

第十四条 (被保険者の氏名変更の届出)

事業主は、その雇用する被保険者が氏名を変更したときは、当該被保険者に係る次の各号に掲げる届出又は当該被保険者が当該事業主を経由して行う支給申請手続の際、雇用保険被保険者氏名変更届(様式第四号。以下「被保険者氏名変更届」という。)に運転免許証、健康保険の被保険者証その他の氏名の変更の事実を証明することができる書類を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一

二

三

四

五

六

七

前条第一項の規定による被保険者の転勤の届出
次条の規定による被保険者の個人番号の変更の届出
第十四条の三第一項の規定による被保険者の育児休業又は介護休業開始時の賃金の届出
第十四条の四第一項の規定による被保険者の育児又は介護のための休業又は所定労働時間短縮の開始時の賃金の届出
第一百一条の五第一項又は第六項の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給申請手続

<p>八 第百一条の七第一項又は同条第二項において準用する第一百一条の五第六項の規定による高年齢再就職給付金の支給申請手続</p> <p>九 第百一条の十三第一項又は第五項の規定による育児休業給付金の支給申請手続</p>
<p>十 第百一条の十九第一項の規定による介護休業給付金の支給申請手続</p>
<p>第十四条の三　（略）</p>
<p>（公共職業訓練等を受講する場合における届出）</p> <p>第二十一条 受給資格者は、公共職業安定所長の指示により法第五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受けることとなつたときは、速やかに、公共職業訓練等受講届（様式第十二号。以下「受講届」という。）及び公共職業訓練等通所届（様式第十二号。以下「通所届」という。）に受給資格者証（当該受給資格者が法第三十六条第二項の同居の親族と別居して寄宿する場合にあつては、当該親族の有無についての市町村の長の証明書及び受給資格者証）を添えて、公共職業訓</p>
<p>第十四条の二　（略）</p>
<p>（公共職業訓練等を受講する場合における届出）</p> <p>第二十一条 受給資格者は、公共職業安定所長の指示により法第五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受けることとなつたときは、速やかに、公共職業訓練等受講届（様式第十二号。以下「受講届」という。）及び公共職業訓練等通所届（様式第十二号。以下「通所届」という。）に受給資格者証（当該受給資格者が法第三十六条第二項の同居の親族と別居して寄宿する場合にあつては、当該親族の有無についての市町村の長の証明書及び受給資格者証）を添えて管轄公共職業訓</p>
<p>第十四条の一　（略）</p>
<p>（公共職業訓練等を受講する場合における届出）</p> <p>第二十一条 受給資格者は、公共職業安定所長の指示により法第五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受けることとなつたときは、速やかに、公共職業訓練等受講届（様式第十二号。以下「受講届」という。）及び公共職業訓練等通所届（様式第十二号。以下「通所届」という。）に受給資格者証（当該受給資格者が法第三十六条第二項の同居の親族と別居して寄宿する場合にあつては、当該親族の有無についての市町村の長の証明書及び受給資格者証）を添えて管轄公共職業訓</p>

2	受給資格者は、前項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めることにより、受給資格者証を添えないことができる。	3	管轄公共職業安定所の長は受講届及び通所届の提出を受けたとき（前項の規定により受給資格者証を添えないでこれらの届の提出を受けたときを除く。）は、受給資格者証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。	4	（略）	（削る）
5	管轄公共職業安定所の長は、前項の届書の提出を受けたとき（次項の規定により準用する第二項の規定により受給資格者証を添えないで当該届書の提出を受けたときを除く。）は、受給資格者証に必要な改定をした上、返付しなければならない。	6	受給資格者は、前項の規定にかかわらず、第七項の規定により準用する第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、受給資格者証を添えないことができる。	7	管轄公共職業安定所の長は、第四項の届書の提出を受けたとき（前項又は次項の規定により準用する第一項ただし書の規定により受給資格者証を添えないで当該届書の提出を受けたときを除く。）は、受給資格者証に必要な改定をした上、返付しなければならない。	（失業の認定）
6	第十七条の二第四項の規定は第一項及び第四項の場合に、第二項の規定は第四項の場合に準用する。	7	第十七条の二第四項の規定は第一項及び第四項の場合に、第一項ただし書の規定は第四項の場合に準用する。			

2	受給資格者は、前項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、受給資格者証を添えないことができる。	3	管轄公共職業安定所の長は受講届及び通所届の提出を受けたとき（第一項ただし書又は前項の規定により受給資格者証を添えないでこれらの届の提出を受けたときを除く。）は、受給資格者証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。	4	（略）	（失業の認定）
5	受給資格者は、前項の規定にかかわらず、第七項の規定により準用する第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、受給資格者証を添えないことができる。	6	管轄公共職業安定所の長は、第四項の届書の提出を受けたとき（前項又は次項の規定により準用する第一項ただし書の規定により受給資格者証を添えないで当該届書の提出を受けたときを除く。）は、受給資格者証に必要な改定をした上、返付しなければならない。	7	管轄公共職業安定所の長は、第四項の届書の提出を受けたとき（前項又は次項の規定により準用する第一項ただし書の規定により受給資格者証を添えないで当該届書の提出を受けたときを除く。）は、受給資格者証に必要な改定をした上、返付しなければならない。	（失業の認定）
6	第十七条の二第四項の規定は第一項及び第四項の場合に、第二項の規定は第四項の場合に準用する。	7	第十七条の二第四項の規定は第一項及び第四項の場合に、第一項ただし書の規定は第四項の場合に準用する。			

2 (略)
(削る)

(証明書による失業の認定)

第二十五条 (略)

2 第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第二十六条 (略)

2 第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第二十七条 (略)

2 第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第二十八条 (略)

2 第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第二十九条 (略)

2 受給資格者は、前項の規定にかかわらず、第八項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、受給資格者証を添えないことができる。

第三十条 (略)

3 (5) (略)

6 管轄公共職業安定所の長は、第一項の申出をした者が法第二十条第一項に規定する者に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長通知書（様式第十七号）を交付しなければならない。この場合（第二項又は第八項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書の規定により受給資格者証を添えないで第一項の申出を受けたときを除く。）において、管轄公共職業安定所の長は、受給資格者証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

7 (略)

8 第十七条の二第四項の規定は、第一項及び前項の場合並びに第三項ただし書の場合における第一項の申出に、第二十二条第一項

3 | 2 (略)
前条第一項ただし書の規定は、第一項の場合に準用する。

(証明書による失業の認定)

第二十五条 (略)

2 第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第二十六条 (略)

2 第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第二十七条 (略)

2 第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第二十八条 (略)

2 受給資格者は、前項の規定にかかわらず、第八項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、受給資格者証を添えないことができる。

3 (5) (略)

6 管轄公共職業安定所の長は、第一項の申出をした者が法第二十条第一項に規定する者に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長通知書（様式第十七号）を交付しなければならない。この場合（第二項又は第八項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書の規定により受給資格者証を添えないで第一項の申出を受けたときを除く。）において、管轄公共職業安定所の長は、受給資格者証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

7 (略)

8 第十七条の二第四項の規定は、第一項及び前項の場合並びに第三項ただし書の場合における第一項の申出に、第二十二条第一項

ただし書の規定は、第一項及び前項の場合について準用する。

(基本手当の支給手続)

第四十四条 (略)

2・3 (略)

4 第二十二条第一項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

(代理人による基本手当の受給)

第四十六条 (略)

2 第二十二条第一項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

(受給資格者の氏名変更等の届出)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 第二十二条第一項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

(技能習得手当及び寄宿手当の支給手続)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 第二十二条第一項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

(傷病手当の認定手続)

第六十三条 (略)

2 (略)

3 第二十二条第一項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

(就業手当の支給申請手続)

ただし書の規定は、第一項及び前項の場合について準用する。

(基本手当の支給手続)

第四十四条 (略)

2・3 (略)

4 第二十二条第一項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

(代理人による基本手当の受給)

第四十六条 (略)

2 第二十二条第一項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

(受給資格者の氏名変更等の届出)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 第二十二条第一項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

(技能習得手当及び寄宿手当の支給手続)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 第二十二条第一項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

(傷病手当の認定手続)

第六十三条 (略)

2 (略)

3 第二十二条第一項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

(就業手当の支給申請手続)

第八十二条の五 （略）

2 受給資格者は、前項の規定にかかわらず、第六項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、前項に定める書類を添えないことができる。

3 (5) (略)

6 第二十二条第一項ただし書の規定は第一項の場合における提出について準用する。

（再就職手当の支給申請手続）

第八十二条の七 （略）

2 受給資格者は、前項の規定にかかわらず、次項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、前項第二号に定める書類及び受給資格者証を添えないことができる。

3 第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の場合における提出について準用する。

（就業促進定着手当の支給申請手続）

第八十三条の四 （略）

2 受給資格者は、前項の規定にかかわらず、次項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、受給資格者証を添えないことができる。

3 第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の場合における提出について準用する。

（常用就職支度手当の支給申請手續）

第八十四条 （略）

2 第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の受給資格者証等について準用する。

第八十二条の五 （略）

2 受給資格者は、前項の規定にかかわらず、第六項の規定により準用する第二十一条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、前項に定める書類を添えないことができる。

3 (5) (略)

6 第二十一条第一項ただし書の規定は第一項の場合における提出について準用する。

（再就職手当の支給申請手續）

第八十二条の七 （略）

2 受給資格者は、前項の規定にかかわらず、次項の規定により準用する第二十一条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、前項第二号に定める書類及び受給資格者証を添えないことができる。

3 第二十一条第一項ただし書の規定は、第一項の場合における提出について準用する。

（就業促進定着手当の支給申請手續）

第八十三条の四 （略）

2 受給資格者は、前項の規定にかかわらず、次項の規定により準用する第二十一条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、受給資格者証を添えないことができる。

3 第二十一条第一項ただし書の規定は、第一項の場合における提出について準用する。

（常用就職支度手当の支給申請手續）

第八十四条 （略）

2 第二十一条第一項ただし書の規定は、前項の受給資格者証等について準用する。

			(移転費の支給申請)
第九十二条	(略)	第九十二条	(略)
3	第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の受給資格者証等について準用する。	3	第二十一条第一項ただし書の規定は、第一項の受給資格者証等について準用する。
2	(略)	2	(略)
（広域求職活動費の支給申請）		（広域求職活動費の支給申請）	
第九十九条	(略)	第九十九条	(略)
2・3	(略)	2・3	(略)
4 第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の受給資格者証等について準用する。	4 第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の受給資格者証等について準用する。		
(短期訓練受講費の支給申請)		(短期訓練受講費の支給申請)	
第一百条の八	(略)	第一百条の八	(略)
2 第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の受給資格者証等について準用する。	2 第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の受給資格者証等について準用する。		
(求職活動関係役務利用費の支給申請)		(求職活動関係役務利用費の支給申請)	
第一百条の八	(略)	第一百条の八	(略)
2 第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の受給資格者証等について準用する。	2 第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の受給資格者証等について準用する。		
3 (略)	3 (略)	3 (略)	3 (略)
(法第六十条の二第一項の厚生労働大臣の指定の通知等)		(法第六十条の二第一項の厚生労働大臣の指定の通知等)	
第一百条の二の二 厚生労働大臣は、法第六十条の二第一項の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した講座指定通知書を、当該教育訓練を行う指定教育訓練実施者（法第十条の四第二項に規定する指定教育訓練実施者をいう。以下同じ。）に通知するものとする。	第一百条の二の二 厚生労働大臣は、法第六十条の二第一項の規定による指定をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した講座指定通知書を、当該教育訓練を行う指定教育訓練実施者（法第十条の四第二項に規定する指定教育訓練実施者をいう。以下同じ。）に通知するものとする。		
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)

三 第百一条の二の七第一号に規定する一般教育訓練、同条第一号の二に規定する特定一般教育訓練又は同条第二号に規定する専門実践教育訓練のいずれであるかの別

四～八 (略)

2 (略)

(法第六十条の二第一項の厚生労働省令で定める証明)
第一百一条の二の四 法第六十条の二第一項の厚生労働省令で定める証明は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める証明とする。

一 (略)

二 第百一条の二の七第一号の二に規定する特定一般教育訓練を受け、修了した者 教育訓練給付金の支給に係る当該特定一般教育訓練を修了したことの証明（当該特定一般教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。以下「特定一般教育訓練修了証明書」という。）

三 (略)

(法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める率)
第一百一条の二の七 法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める率は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

一 法第六十条の二第一項に規定する支給要件期間（以下この条において「支給要件期間」という。）が三年以上である者であつて、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練（次号及び第二号に規定する教育訓練を除く。以下「一般教育訓練」という。）を受け、修了した者 百分の二十
一の二 支給要件期間が三年以上である者であつて、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練と

三 第百一条の二の七第一号に規定する一般教育訓練又は同条第二号に規定する専門実践教育訓練のいずれであるかの別

四～八 (略)

2 (略)

(法第六十条の二第一項の厚生労働省令で定める証明)
第一百一条の二の四 法第六十条の二第一項の厚生労働省令で定める証明は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める証明とする。

一 (略)

(新設)

二 (略)

(法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める率)
第一百一条の二の七 法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める率は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

一 法第六十条の二第一項に規定する支給要件期間（次号及び第三号において「支給要件期間」という。）が三年以上である者であつて、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練（次号及び第二号に規定する教育訓練を除く。以下「一般教育訓練」という。）を受け、修了した者 百分の二十
(新設)

して厚生労働大臣が指定する教育訓練（次号に規定する教育訓練を除く。以下「特定一般教育訓練」という。）を受け、修了した者 百分の四十

二・三 （略）

（法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める額）

第一百一条の二の八 法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 （略）

二 前条第一号の二に掲げる者 二十万円

二 前条第二号に掲げる者 百二十万円（連續した二支給単位期間（第一百一条の二の十二第四項に規定する支給単位期間をいう。以下この条において同じ。）（当該専門実践教育訓練を修了した日が属する場合であつて、支給単位期間が連續して二ないときは一支給単位期間ごとに支給する額は、四十万円を限度とし、一の支給限度期間ごとに支給する額は、百六十八万円を限度とする。）

三 （略）

二 前条第一号の二に掲げる者 二十万円

二 前条第二号に掲げる者 百二十万円（連續した二支給単位期間（第一百一条の二の十二第四項に規定する支給単位期間をいう。以下この号及び次号において同じ。）（当該専門実践教育訓練を修了した日が属する場合であつて、支給単位期間が連續して二ないときは一支給単位期間ごとに支給する額は、四十万円を限度とし、一の支給限度期間ごとに支給する額は、百六十八万円を限度とする。）

三 （略）

（新設）

（法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める額）

第一百一条の二の八 法第六十条の二第四項の厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 （略）

二 前条第二号に掲げる者 百二十万円（連續した二支給単位期間（第一百一条の二の十二第四項に規定する支給単位期間をいう。以下この期において「基準日」という。）から十年を経過する日までの一つの期間をいう。ただし、当該基準日に係る一つの支給限度期間内に他の基準日（以下この項において「二回目以降基準日」という。）がある場合における当該二回目以降基準日から十年を経過する日までの一つの期間を除く。

二 前条第一号の二に掲げる者 二十万円（連續した二支給単位期間（第一百一条の二の十二第四項に規定する支給単位期間をいう。以下この期において「基準日」という。）から十年を経過する日までの一つの期間をいう。ただし、当該基準日に係る一つの支給限度期間内に他の基準日（以下この項において「二回目以降基準日」という。）がある場合における当該二回目以降基準日から十年を経過する日までの一つの期間を除く。

三 （略）

二 前条第一号の二に掲げる者 二十万円
二 前条第二号に掲げる者 百二十万円（連續した二支給単位期間（第一百一条の二の十二第四項に規定する支給単位期間をいう。以下この期において「基準日」という。）から十年を経過する日までの一つの期間をいう。ただし、当該基準日に係る一つの支給限度期間内に他の基準日（以下この項において「二回目以降基準日」という。）がある場合における当該二回目以降基準日から十年を経過する日までの一つの期間を除く。
専門実践教育訓練のうち栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第五条の三第四号に規定する管理栄養士養成施設により行われる教育訓練その他の法令により四年の修業年限が規定されている教育訓練（以下この条において「長期専門実践教育訓練」という。）を受講している者であつて、次の各号のいずれ

（新設）

にも該当するものについての第一項第二号及び第三号の規定の適用については、同項第二号中「百二十万円」とあるのは「百六十万円」と、同号及び同項第三号中「百六十八万円」とあるのは「二百二十四万円」とする。

一 当該長期専門実践教育訓練の基準日から起算して三年が経過していること。

二 当該長期専門実践教育訓練の基準日が、前項に規定する支給限度期間の初日であること。

三 当該長期専門実践教育訓練の基準日から起算して三十箇月を経過する日の属する支給単位期間における賃金の日額が、法第十六条第一項の規定による基本手当の日額の算定に当たつて百分の五十（同条第二項により読み替えて適用する場合にあつては、百分の四十五）を乗ずることとされている賃金日額の額のうち最も低額なもの未満であること。

（法第六十条の二第五項の厚生労働省令で定める期間）

第一百一条の二の十 法第六十条の二第五項の厚生労働省令で定める期間は、三年とする。

（削る）
（削る）

（特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続）

第一百一条の二の十一の二 教育訓練給付対象者であつて、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの（以下この条において「特定一般教育訓練受講予定者」という。）は、当該特定一般教育訓練を開始する日の一箇月前までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第三十三号の二の二）に次に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一 担当キャリアコンサルタント（キャリアコンサルタントであ

（法第六十条の二第五項の厚生労働省令で定める期間）

第一百一条の二の十 法第六十条の二第五項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 一般教育訓練を受けた者 三年
二 専門実践教育訓練を受けた者 三年

（新設）

				つて厚生労働大臣が定めるものをいう。次条第一項第一号において同じ。)が、当該特定一般教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について、キャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書
		二	運転免許証その他の特定一般教育訓練受講予定者が本人であることを確認することができる書類	
	三		過去に特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練を受けた場合にあつては、過去に受けた特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練によるキャリア形成等の効果等を把握することができる書類	
	四	その他職業安定局長が定める書類		
3	管轄公共職業安定所の長は、前項の規定により教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票を提出した特定一般教育訓練受講予定者が教育訓練給付対象者であつて支給要件期間が三年以上であるものと認めたときは、教育訓練給付金を支給する旨を通知しなければならない。	2	管轄公共職業安定所の長は、前項の規定により教育訓練給付金及び教育訓練支援給付対象者は、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、当該教育訓練給付金の支給に係る特定一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して一箇月以内に、教育訓練給付金支給申請書(様式第三十三号の二)に次に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、当該特定一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して一箇月以内に教育訓練給付金支給申請書を提出することが困難であると管轄公共職業安定所の長が認めるときは、この限りではない。	
一	特定一般教育訓練修了証明書			
二	当該教育訓練給付金の支給に係る特定一般教育訓練の受講のために支払った費用(第一百一条の二の六に定める費用の範囲のものに限る。)の額を証明することができる書類			

三	前項の規定による教育訓練給付金を支給する旨の通知
四	当該特定一般教育訓練によるキャリア形成等の効果等を把握することができる書類
五	その他厚生労働大臣が定める書類

ができる。

(専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続)

第一百一条の二の十二 教育訓練給付対象者であつて、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの（以下この条において「専門実践教育訓練受講予定者」という。）は、当該専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第三十三号の二の二）に次に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一 担当キャリアコンサルタントが、当該専門実践教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について、キャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書

ができる。

(専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続)

第一百一条の二の十二 教育訓練給付対象者であつて、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの（以下この条において「専門実践教育訓練受講予定者」という。）は、当該専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第三十三号の二の二）に次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一 担当キャリアコンサルタント（キャリアコンサルタントであつて厚生労働大臣が定めるものをいう。）が、当該専門実践教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について、キャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書（専門実践教育訓練受講予定者を雇用する適用事業の事業主が専門実践教育訓練を受講することを承認した場合は、その旨を証明する書面）

二	(略)
三	過去に特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練を受けた場合にあつては、過去に受けた特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練によるキャリア形成等の効果等を把握することができる書類
四	(略)

二	(新設)
三	(略)

5	第二項の規定による通知を受けた第一百一条の二の七第二号に掲げる者に該当する教育訓練給付対象者は、支給単位期間について専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、第二項第一号に規定する支給申請を行うこととされた期間内に、教育訓練給付金支給申請書（様式第三十三号の二の四）に次に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。					
6	第二項の規定による通知を受けた第一百一条の二の七第三号に掲げる者に該当する教育訓練給付対象者は、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、当該専門実践教育訓練を修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等して、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された日の翌日から起算して一箇月以内（一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用されている者にあっては、当該専門実践教育訓練を修了し、かつ、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等した日の翌日から起算して一箇月以内）に、教育訓練給付金支給申請書（様式第三十三号の二の五）に次に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。	四 （略） （新設）	四 （略） （新設）	四 （略） （新設）	四 （略） （新設）	
7	教育訓練給付対象者は、第一項、第五項及び前項の規定にかかるわらず、職業安定局長が定めるところにより、第一項第四号、第五項第五号及び前項第五号に掲げる書類のうち職業安定局長が定	五 （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）	五 （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）	五 （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）	五 （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）	五 （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）

めるものを添えないことができる。

(一般教育訓練及び特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給)

第一百一条の二の十三 管轄公共職業安定所の長は、教育訓練給付対象者に対する一般教育訓練又は特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に教育訓練給付金を支給するものとする。

(準用)

第一百一条の二の十五 第四十四条（第四項を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条及び第五十四条（一般教育訓練にあつては、第四十九条及び第五十条、特定一般教育訓練にあつては同条を除く。）の規定は、教育訓練給付金の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者」とあるのは「教育訓練給付金の支給を受けることができる者」と、「口座振込受給資格者」とあるのは「第四十四条第一項に規定する方法によつて教育訓練給付金の支給を受ける者」と、「受給資格者証」とあるのは「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証」と、「氏名又は住所若しくは居所」とあるのは「氏名、住所若しくは居所又は電話番号」と、「氏名を変更した場合にあつては受給資格者氏名変更届（様式第二十号）」とあるのは「氏名を変更した場合にあつては受給資格者住所変更届（様式第二十号）」とあるのは「氏名を変更した場合にあつては受給資格者住所変更届（様式第三十三号の二の六）」に、電話番号を変更した場合にあつては教育訓練給付金受給者電話番号変更届（様式第三十三号の二の六）」と読み替えるものとする。

(高年齢雇用継続基本給付金の支給申請手続)

が定めるものを添えないことができる。

(一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給)

第一百一条の二の十三 管轄公共職業安定所の長は、教育訓練給付対象者に対する一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に教育訓練給付金を支給するものとする。

(準用)

第一百一条の二の十五 第四十四条（第四項を除く。以下この条において同じ。）、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条及び第五十四条（一般教育訓練にあつては、第四十四条、第四十五条、第四十六条及び第五十四条に限る。）の規定は、教育訓練給付金の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者」とあるのは「教育訓練給付金の支給を受けることができる者」と、「口座振込受給資格者」とあるのは「第四十四条第一項に規定する方法によつて教育訓練給付金の支給を受ける者」と、「受給資格者証」とあるのは「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証」と、「氏名又は住所若しくは居所」とあるのは「氏名、住所若しくは居所又は電話番号」と、「氏名を変更した場合にあつては受給資格者氏名変更届（様式第二十号）」に、住所又は居所を変更した場合にあつては受給資格者住所変更届（様式第二十号）」とあるのは「氏名を変更した場合にあつては受給資格者住所変更届（様式第三十三号の二の六）」に、電話番号を変更した場合にあつては教育訓練給付金受給者氏名変更届（様式第三十三号の二の六）」と読み替えるものとする。

(高年齢雇用継続基本給付金の支給申請手續)

<p>第一百一条の五　被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）は、初めて高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするときは、支給対象月の初日から起算して四箇月以内に、高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（様式第三十三号の三。ただし、公共職業安定所長が必要があると認めるときは、高年齢雇用継続給付支給申請書（様式第三十三号の三の二）をもつて代えることができる。第三項、第四項、第八項及び第一百一条の七において同じ。）に雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（様式第三十三号の四。以下「六十歳到達時等賃金証明書」という。）、労働者名簿、賃金台帳その他の被保険者の年齢、被保険者が雇用されていることの事実、賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類を添えて、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。</p>	<p>第一百一条の五　被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）は、初めて高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするときは、支給対象月の初日から起算して四箇月以内に、高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（様式第三十三号の三。ただし、公共職業安定所長が必要があると認めるときは、高年齢雇用継続給付支給申請書（様式第三十三号の三の二）をもつて代えることができる。第三項、第四項及び第一百一条の七において同じ。）に雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（様式第三十三号の四。以下「六十歳到達時等賃金証明書」という。）、労働者名簿、賃金台帳その他の被保険者の年齢、被保険者が雇用されていることの事実、賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類を添えて、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。</p>
<p>8 2 （略） 第一項の届出（事業主を経由して提出する場合に限る。）は、当該事業主が特定法人の事業所の事業主である場合にあつては、 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書及び同項に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他的理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。 第二項の規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>8 2 （略） 第一項の届出（事業主を経由して提出する場合に限る。）は、当該事業主が特定法人の事業所の事業主である場合にあつては、 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書及び同項に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。 第二項の規定は、前項の場合について準用する。</p>
<p>10 9 第六項の届出（事業主を経由して提出する場合に限る。）は、当該事業主が特定法人の事業所の事業主である場合にあつては、 高年齢雇用継続給付支給申請書の提出に代えて、高年齢雇用継続</p>	<p>10 9 第六項の届出（事業主を経由して提出する場合に限る。）は、当該事業主が特定法人の事業所の事業主である場合にあつては、 高年齢雇用継続給付支給申請書の提出に代えて、高年齢雇用継続</p>

第一百一条の五　被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）は、初めて高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするときは、支給対象月の初日から起算して四箇月以内に、高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（様式第三十三号の三。ただし、公共職業安定所長が必要があると認めるときは、高年齢雇用継続給付支給申請書（様式第三十三号の三の二）をもつて代えることができる。第三項、第四項及び第一百一条の七において同じ。）に雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（様式第三十三号の四。以下「六十歳到達時等賃金証明書」という。）、労働者名簿、賃金台帳その他の被保険者の年齢、被保険者が雇用されていることの事実、賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類を添えて、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。

（新設）

2
（略）
（新設）

給付支給申請書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

(公務員である配偶者がする育児休業に関する規定の適用)

第一百一条の十一の四 第百一条の十一の二の三（第一百一条の十一の二の四において準用する場合を含む。）及び前条の規定の適用については、被保険者の配偶者が国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第二項、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第二項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第二項又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第二項の規定によりする請求に係る育児休業は、それぞれ法第六十一条の四第一項に規定する休業とみなす。

(育児休業給付金の支給申請手続)

第一百一条の十三 被保険者は、初めて育児休業給付金の支給を受けようとするときは、法第六十一条の四第三項に規定する支給単位期間の初日から起算して四箇月を経過する日の属する月の末日までに、育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書（様式第三十三号の五。ただし、公共職業安定所長が必要があると認めるときは、育児休業給付金支給申請書（様式第三十三号の五の二）をもつて代えることができる。第三項及び第七項において同じ。）に休業開始時賃金証明票、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条の母子健康手帳、労働者名簿、賃金台帳

(公務員である配偶者がする育児休業に関する規定の適用)

第一百一条の十一の四 第百一条の十一の二の三（第一百一条の二の四において準用する場合を含む。）及び前条の規定の適用については、被保険者の配偶者が国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第二項、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第二項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第二項又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第二項の規定によりする請求に係る育児休業は、それぞれ法第六十一条の四第一項に規定する休業とみなす。

(育児休業給付金の支給申請手続)

第一百一条の十三 被保険者は、初めて育児休業給付金の支給を受けようとするときは、法第六十一条の四第三項に規定する支給単位期間の初日から起算して四箇月を経過する日の属する月の末日までに、育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書（様式第三十三号の五。ただし、公共職業安定所長が必要があると認めるときは、育児休業給付金支給申請書（様式第三十三号の五の二）をもつて代えることができる。第三項において同じ。）に休業開始時賃金証明票、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条の母子健康手帳、労働者名簿、賃金台帳

9 8	6 2 (5)	7 2 (5)	6 2 (5)	7 2 (5)	6 2 (5)	7 2 (5)
第五項の届出（事業主を経由して提出する場合に限る。）は、	第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の休業開始時賃金証明票について準用する。	第一項の届出（事業主を経由して提出する場合に限る。）は、当該事業主が特定法人の事業所の事業主である場合にあつては、育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書及び同項に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。	第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の休業開始時賃金証明票について準用する。	第一項の届出（事業主を経由して提出する場合に限る。）は、当該事業主が特定法人の事業所の事業主である場合にあつては、育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書及び同項に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。	第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の休業開始時賃金証明票について準用する。	第一項の届出（事業主を経由して提出する場合に限る。）は、当該事業主が特定法人の事業所の事業主である場合にあつては、育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書及び同項に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

当該事業主が特定法人の事業所の事業主である場合にあつては、育児休業給付金支給申請書の提出に代えて、育児休業給付金支給申請書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

（介護休業給付金の支給申請手続）

第一百一条の十九（略）

2・3（略）

4 第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の休業開始時賃金証明票について準用する。

附 則

（教育訓練給付金に関する暫定措置）

第二十四条 法附則第十一条の適用を受ける者（雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十三号）附則第四条第二項の規定により法附則第十一条に規定する者とみなされた者を含む。）については、第一百一条の二の七第一号及び第一号の二中「三年」とあるのは「一年」とし、同条第二号及び第三号中「三年」とあるのは「二年」とする。

（教育訓練給付金に関する暫定措置）
第二十四条 法附則第十一条の適用を受ける者（雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十三号）附則第四条第二項の規定により法附則第十一条に規定する者とみなされた者を含む。）については、第一百一条の二の七第一号中「三年」とあるのは「一年」とし、同条第二号及び第三号中「三年」とあるのは「二年」とする。

（介護休業給付金の支給申請手続）

第一百一条の十九（略）

2・3（略）

4 第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の休業開始時賃金証明票について準用する。

附 則

（教育訓練給付金に関する暫定措置）

（法附則第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者）
第二十五条 法附則第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、前条の規定により読み替えられた第一百一条の二の七第二号に掲げる者（第一百条の二の五第一項の規定により加算された期間が四年を超える者及び夜間ににおいて教育訓練を行う教育訓練講座

（法附則第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者）
第二十五条 法附則第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、前条の規定により読み替えられた第一百一条の二の七第二号に掲げる者（第一百条の二の五第一項の規定により加算された期間が四年を超える者を除く。）であつて、法第六十条の二第一項第

その他の就業を継続して教育訓練を受けることができる教育訓練講座の教育訓練を受け、修了した者（当該教育訓練を受けている者を含む。）を除く。）であつて、法第六十条の二第一項第一号に規定する基準日前に法附則第十一条の二第一項に規定する教育訓練支援給付金（以下「教育訓練支援給付金」という。）の支給を受けたことがない者（専門実践教育訓練の修了が見込まれない者その他厚生労働大臣が定める者を除く。）とする。

一号に規定する基準日前に法附則第十一条の二第一項に規定する教育訓練支援給付金（以下「教育訓練支援給付金」という。）の支給を受けたことがない者（専門実践教育訓練の修了が見込まれない者その他厚生労働大臣が定める者を除く。）とする。

様式第四号を次のように改める。



様式第4号（第7条関係）（第1面）

雇用保険被保険者資格喪失届

（必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。）

標準字体 **0 1 2 3 4 5 6 7 8 9**

帳票種別

1 3 1 0 3

1. 被保険者番号

2. 事業所番号

3. 資格取得年月日

4. 離職年月日

4 - □□□□□□□□□□□□

5. 壊失原因
1 離職以外の理由
2 3以外の離職
(3 事業主の都合による離職)

6. 離職票交付希望
1 有
2 無

7. 1週間の所定労働時間
8. 補充採用予定の有無
9. 新氏名

10. 個人番号
□□□□□□□□□□□□□□□□□□

11. 壊失時被保険者種類
12. 国籍・地域コード
13. 在留資格コード
※安定共記欄
14. 被保険者氏名
性別 生年月日 取得時被保険者種類 転勤年月日 管轄安定所番号 雇用形態

15. 資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間
16. 事業所名略称
事業所名略称

17. 被保険者の住所又は居所
18. 被保険者でなくなったことの原因及び被保険者に氏名変更があった場合は氏名変更年月日

19. 雇用保険法施行規則第7条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

住 所

記名押印又は署名

印

公共職業安定所長 殿

（汚さない形にしてください。）

事業主 氏名

電話番号

所長	次長	課長	係長	係長	操作者
----	----	----	----	----	-----

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 印	名 印	電話番号 印
--------------------	----------------------	--------	--------	-----------

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さない形にしてください。）

様式第九号の二を次のように改める。



様式第9号の2（第12条の2関係）（第1面）雇用継続交流採用終了届

（必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。）

帳票種別

12109

（この用紙は、そのまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

1. 事業所番号

□□□□□-□□□□□□□-□

2. 被保険者番号

□□□□□-□□□□□□□-□

3. 姓（漢字）

□□□□□

4. 名（漢字）

□□□□□

5. フリガナ（カタカナ）

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

6. 生年月日

□-□-□ 年 □ 月 □ 日
元号 年 月 日

7. 資格取得年月日

□-□-□ 年 □ 月 □ 日
元号 年 月 日

（2 大正 3 昭和
4 平成）

（3 昭和 4 平成）

8. 雇用継続交流採用開始年月日

□-□-□ 年 □ 月 □ 日
元号 年 月 日

9. 雇用継続交流採用終了年月日

□-□-□ 年 □ 月 □ 日
元号 年 月 日

10. 出向先官署コード

□□

※ 11. 交流採用記録取消

□

- | | |
|----------|-------------------------|
| 01…内閣官房 | 02…内閣法制局 |
| 03…人事院 | 04…内閣府（宮内庁及び国家公安委員会を除く） |
| 05…宮内庁 | 06…国家公安委員会 |
| 07…防衛省 | 08…総務省 |
| 09…法務省 | 10…外務省 |
| 11…財務省 | 12…文部科学省 |
| 13…厚生労働省 | 14…農林水産省 |
| 15…経済産業省 | 16…国土交通省 |
| 17…環境省 | 18…会計検査院 |
| 99…その他 | |

12. (フリガナ)		13.	平成
変更前氏名		氏名変更年月日	年 月 日

雇用保険法施行規則第12条の2の規定により、上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

事業所名（所在地）

公共職業安定所長 殿

電話番号

記名押印又は署名

事業主氏名

印

備考		
----	--	--

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		印	

※ 所長	次長	課長	係長	係	操作者
------	----	----	----	---	-----

注 意

- 1 この届は、被保険者が国と民間企業との間の人事交流に関する法律第21条第1項に規定する雇用継続交流採用職員でなくなったときに、これを雇用する事業主が、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出してください。
- 2 この届の提出にあたっては、当該被保険者が雇用継続交流採用職員でなくなったことの事実及び雇用継続交流採用職員であった期間を証明することができる書類を添えてください。
- 3 届の記載について
 - (1) □□□□ で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読み取るので、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - (2) 記載すべき事項のない欄は空欄のままでし、事項を選択する場合には該当番号を記入し、※印の付いた欄又は記入枠には記載しないでください。
 - (3) 枠からはみださないように大きめのカタカナ、漢字（3、4及び12欄に限る。）又はアラビア数字の標準字体により明瞭に記載してください。

この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取り扱い（例：田一田□、バ-ハ□）、また、「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。
 - (4) 1欄は、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠としてください。
 - 2欄には、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号を記載してください。
 - なお、被保険者番号が16桁（上下段で表示されている。）で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載してください。
 - (5) 3、4及び5欄について、被保険者に氏名変更があった場合は、新氏名を記載するとともに、12及び13欄を記載してください。
 - 5欄は、被保険者の氏名をカタカナで記載し、姓と名の間は1枠空けてください。
 - (6) 6欄の元号は、該当するものの番号を記載し、年月日の年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。（例：昭和51年2月2日→③□5□0□0□2）
 - (7) 7欄には、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は雇用保険被保険者証に記載されている資格取得年月日を、6欄の場合と同様に記載してください。
 - (8) 8欄には、被保険者が雇用継続交流採用を開始した日を、6欄の場合と同様に記載してください。
 - (9) 9欄には、被保険者が雇用継続交流採用を終了した日を、6欄の場合と同様に記載してください。
 - (10) 10欄の官署コードは、該当する官署の番号を記載してください。
 - (11) 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、その主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記してください。
 - (12) 事業主の氏名（法人にあっては代表者の氏名）については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。

※

公 共 職 業 安 定 所 記 載 欄

確認通知 平成 年 月 日

様式第十号を次のように改める。



注意

- 1 帳票の提出に際しては、第1面に記載する届出に係る被保険者の既交付の雇用保険被保険者証及び雇用保険被保険者資格喪失届を添付すること。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 3 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままでし、事項を選択する場合には該当番号を記入し、※印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。
- 4 記入枠の部分は、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字の標準字体により明瞭に記載すること。

この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取り扱い、また、「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用すること。

- 5 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。

なお、事業主の氏名（法人にあっては代表者の氏名）については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

- 6 1欄には被保険者証に記載されている被保険者番号を記載すること。

なお、被保険者番号が16桁（上下2段で表示されている。）で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載すること。この場合、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内に記載し、最後の枠は空枠とすること。

（例：460118* * * → ①301-543210□□）

- 7 2欄の元号は、該当するものの番号を記載し、年月日の年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載すること。

（例：昭和51年5月6日 → ③□5□0506）

- 8 3欄のフリガナ欄には、その者の氏名をカタカナで記載し、姓と名の間は1枠空けること。

被保険者に氏名変更があった場合は、新氏名を記載するとともに、10及び11欄を記載すること。

- 9 4欄には在留カードに記載されている順にローマ字氏名を記載すること。

- 10 5欄には資格取得年月日を記載すること。なお、年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載すること。

（例：平成10年3月1日 → ④□100③01）

- 11 6欄については、当該被保険者が8欄の日に所属する、当該届出を行う事業所の事業所番号を記載すること。事業所番号が10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠とすること。

- 12 7欄は転勤前の事業所の事業所番号を記載すること。なお、事業所番号が10桁の構成である場合の記載については上記11と同様とすること。

- 13 8欄は転勤の年月日を記載すること。なお、年、月又は日が1桁の場合は、上記10のなお書きと同様に記載すること。

- 14 9欄には7欄に記載した事業所の事業所名称及び所在地を記載すること。

- 15 本手続は電子申請による届出も可能であること。

なお、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

様式第十号の二を次のように改める。



個人番号登録・変更届

標準
字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

帳票種別

10701

1. 届出区分

 (1 新規)
 (2 変更)

2. 個人番号

□□□□□□□□□□□□□□

3. 変更前個人番号

□□□□□□□□□□□□□□

4. 被保険者番号

□□□□□-□□□□□□□□-□

日雇労働被保険者番号

□□□□□□□□□□□□□□

5. 氏名（カタカナ）

□□□□□□□□□□□□□□

6. 性別

 (1 男)
 (2 女)

7. 生年月日

□□-□□□□□□□□□□
元号 年 月 日(2 大正 3 昭和)
(4 平成)

8. 事業所名

[]

9. (フリガナ) 変更前氏名	10.	平成 氏名変更年月日	年	月	日
--------------------	-----	---------------	---	---	---

メモ欄

(この用紙は、そのまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

雇用保険法施行規則第14条の2・附則第1条の3の規定により上記のとおり雇用保険被保険者の個人番号について届けます。

住 所

事業主
又は
本人
氏 名

電話番号

記名押印又は署名
印

平成 年 月 日

公共職業安定所長 殿

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号
		印	

※ 所長	次長	課長	係長	係	操作者

※	備考

注 意

- 1 □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当番号を記載し、※印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。
- 3 記入枠の部分は、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字の標準字体により明瞭に記載すること。
この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取り扱い（例：ガ→ガ□、パ→ハ□）、また「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用すること。
- 4 1欄には、新規に個人番号を登録する場合は「1」を、登録した個人番号を変更する場合は「2」を記載すること。
- 5 2欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号（マイナンバー）を記載すること。
- 6 個人番号（マイナンバー）の変更を届け出る場合は、2欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、変更後の個人番号（マイナンバー）を記載し、3欄には変更前の個人番号（マイナンバー）を記載すること。
- 7 4欄には、雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号を記載すること。なお、被保険者番号が16桁（2段／上6桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の枠を空枠とすること。
- 8 5欄には、氏名をカタカナで記載し、姓と名の間は1枠空けること。
被保険者に氏名変更があった場合は、新氏名を記載するとともに、9及び10欄を記載すること。
- 9 6欄には、該当するものの番号を記載すること。
- 10 7欄には、元号の該当するものの番号を記載し、年月日の年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載すること。
(例：平成28年1月1日→4□2□8□0□0□)
- 11 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、その主たる事業所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。
- 12 事業主の氏名（法人にあっては代表者の氏名）については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

事業主の方へのお願い

被保険者の方から個人番号（マイナンバー）を取得する際は、①正しい番号であることの確認（番号確認）と②正しい番号の持ち主であることの確認（身元確認）の本人確認を必ず行ってください。

様式第十二号を次のように改める。



**受講届
公共職業訓練等 通所届**

※ 帳票種別

12201

1. 支給番号

□□-□□□□□□□-□

2. 受講指示年月日

4-□□□□□□□ 年 □月 □日
元号

3. 訓練の種類 級地区分

□□-□

4. 受講開始年月日

4-□□□□□□□-4 年 □月 □日
元号

終了予定年月日

4-□□□□□□□ 年 □月 □日
元号

5. 寄宿開始年月日

4-□□□□□□□-4 年 □月 □日
元号

終了予定年月日

4-□□□□□□□ 年 □月 □日
元号

6. 通所開始年月日

4-□□□□□□□-4 年 □月 □日
元号

終了予定年月日

4-□□□□□□□ 年 □月 □日
元号

7. 通所手当月額

□□□□□□□ , □□ 円

8. 訓練継続表示

□

1 受給資格者 に関する事項	氏名			支給番号								
	住所又は居所			(電話番号) () 方								
2 公共職業訓練等に関する事項	種類	(第2面の注意の3の中から該当するものを選んで、その記号を○で囲むこと。)		01	02	03	04	05	06	07	08	09
	期間			昼夜間の別 昼間・夜間								
	受講開始年月日	平成 年 月 日		終了予定年月日	平成 年 月 日							
	訓練実施機関名			訓練実施機関住所								

2欄の記載事実に誤りのないことを証明する。

平成 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職名)

印

3 通所に関する事項	順路	(1) 通所方法の別	(2) 区間	(3) 距離(概算)	(4) 乗車券等の種類	(5) 左欄の乗車券等の額(1ヶ月分)	(6) 特記事項
	1		住居から(経由)まで	キロメートル			円
	2		から(経由)まで	キロメートル			円
	3		から(経由)まで	キロメートル			円
	4		から(経由)まで	キロメートル			円
	5		から(経由)まで	キロメートル			円
	6		から(経由)まで	キロメートル			円
計				キロメートル			円
(7) 〔届出理由〕	イ 新規(□に該当するものを除く。) □ 新規(雇用保険法第24条第2項の基本手当を受けることができる者であって再度の受講が指示されたことによるもの) ハ 住所又は居所の変更 ニ 通所経路の変更 ハ 通所方法の変更 ヘ 運賃等の負担額の変更						
上記事実の発生年月日	平成 年 月 日	通所終了予定年月日	平成 年 月 日				

4 寄宿に関する事項	寄宿の事実	有 無	家族の状況	(第2面の〔家族の状況〕欄に記載すること。)				
	寄宿期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
	寄宿前の住(居)所							

5 公共職業訓練等の受講指示に関する事項	受講指示年月日	平成 年 月 日
-------------------------	---------	----------

雇用保険法施行規則第21条第1項の規定により上記のとおり届けます。
また、この届書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。

公共職業安定所長 殿
地方運輸局長
受給資格者氏名

平成 年 月 日

印

備考

※ 処理欄	法第24条第1項の基本手当	証明認定	寄宿手当							
	通所手当(月額)	※ 所屬長	次長	課長	係長	係	操作者			
	円									

注意

- 1 この届書には、受給資格者証を添えること。
- 2 この届書に記載された事項に変更があったときは、速やかに、当該変更があった事項について、原則として受給資格者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に届け出ること。この場合においては、所要の証明書を添えること。
- 3 2欄中の「種類」については、下記の01～09の中から該当するものを選んで、2欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。
 - 01 公共職業訓練（短期課程（職業に必要な相当程度の技能・知識を習得させるためのもの）の普通職業訓練及び特定公共職業訓練等を除く。）
 - 02 公共職業訓練のうち短期課程（職業に必要な相当程度の技能・知識を習得させるためのもの）の普通職業訓練（特定公共職業訓練等を除く。）
 - 03 雇用保険法第63条第1項第3号の講習
 - 04 雇用保険法第63条第1項第3号の作業環境に適応させるための訓練
 - 05 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第23条第1項第4号の講習
 - 06 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練
 - 07 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練
 - 08 沖縄振興特別措置法第81条第1項第3号に基づく講習
 - 09 特定公共職業訓練等
- 4 委託訓練の場合は、2欄中の訓練実施機関名及び訓練実施機関住所については、委託先を記入すること。
また、公共職業訓練等の施設の長の職名については、委託元における施設の長の職名を記入すること。
- 5 3欄には、次により通常行っている通所の実情のみを記載し、例外的な方法等は記載しないこと。
 - (1) 「通所方法の別」には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、○○鉄道○○線等の別を記載すること。
 - (2) 「乗車券等の種類」には、1箇月定期券、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記載すること。
 - (3) 「左欄の乗車券等の額」には、「乗車券等の種類」の乗車券等を使用して1箇月間通所する場合に要する運賃等の額を記載すること。

なお、定期券によらない場合には、通所21回分の運賃等の額を記載すること。
- (4) 「特記事項」には、定期券によらない場合にはその理由、回数券による場合にはその片道及び月間の使用枚数、往路と帰路と異なる場合にはその旨及び理由等を記載すること。
- (5) 「届出理由」は、通所に関する事項に関し届書を提出する主な理由として該当するものの番号を○で囲むこと。
- 6 4欄については、特定公共職業訓練等を受講する場合は、記入不要であること。
- 7 4欄の「家族の状況」については、市町村長の証明書を添えることを命ぜられることがあること。
- 8 5欄の下の受給資格者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
また、この届書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この届書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。
- 9 公共職業訓練等受講届としてのみ使用する場合は、標題中「通所届」の文字を抹消し、1欄、2欄、4欄及び5欄に記載すること。
- 10 公共職業訓練等通所届としてのみ使用する場合は、標題中「受講届」の文字を抹消し、1欄及び3欄に記載すること。
- 11 ※印欄には、記載しないこと。

[家族の状況] ※寄宿の事実のない場合は記入不要です。

氏 名	続柄	年齢	職 業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	

様式第三十三号の一を次のように改める。



教育訓練給付金支給申請書

帳票種別

15501

1. 個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2. 被保険者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 姓（漢字）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 第2面の注意をよくお読みください。
- 支給申請期間は、受講修了日の翌日から1ヶ月以内です。

4. 名（漢字）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

5. フリガナ（カタカナ）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

6. 生年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(2 大正 3 昭和)
(4 平成)元号 年 月 日
教育訓練施設の名称

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

8. 受講開始年月日（基準日）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

元号 年 月 日

キャリアコンサルタントの名称

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

13. 郵便番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

14. 住所（漢字）※市・区・郡及び町村名

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所（漢字）※丁目・番地

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所（漢字）※アパート、マンション名等

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※
記
載
欄
公共
職業
安
定
所

15. 決定年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

元号 年 月 日

16. 未支給区分

(空欄 未支給以外)
1 未支給

17. 支払区分

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

18. 金融機関・店舗コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

口座番号

特定一般区分

(空欄 一般)
1 特定

雇用保険法施行規則第101条の2の11又は第101条の2の11の2の規定により、上記のとおり教育訓練給付金の支給を申請します。

電話番号 _____

申請者

平成 年 月 日

公共職業安定所長 殿 氏名 _____

印

払渡希望金融機関指定届

払渡希望 金融機関	フリガナ		本店 支店	金融機関コード		店舗コード	金融機関による確認印		
	名 称								
	銀 行 等 (ゆうちょ銀行以外)	口 座 番 号	(普通)						
ゆうちょ銀行		記 号 番 号	(総合)		-				

◆ 金融機関へのお願い

雇用保険の失業等給付を受給者の金融機関口座へ迅速かつ正確に振り込むため、次のことについて御協力をお願いします。

- 上記の記載事項のうち「申請者氏名」欄、「名称」欄及び「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄（「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄）を確認した上、金融機関による確認印欄に貢献金融機関確認印を押印してください。
- 金融機関コード及び店舗コードを記入してください（ゆうちょ銀行の場合を除く。）。

備 考	※ 処 理 欄	決 定 年 月 日		平 成 年 月 日		本 人 ・ 住 所	運 送 ・ 健 康 受 付 住 所 印	被 保 险 者 証	本 代 郵
		支 給	決 定 額	通 知 年 月 日	平 成 年 月 日				
※ 所 長	修 了 証 明 書	領 収 書	操作者	係 長	課 長	次 長	所 長	被 保 险 者 証	本 代 郵

(この用紙は、そのまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

注意

- 1 この申請書は、指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」に記載された受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に、下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、本人の住居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。また申請書の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。当該やむを得ない理由のために期間内に公共職業安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書を添付のうえ、代理人又は郵送により提出することができます。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行なうことができませんので、教育訓練施設より（1）、（2）及び（7）の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練施設に対して修正を依頼してください。
 - (1) 指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」
 - (2) 指定教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」

教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、施設の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を施設が付記したクレジット伝票でもよい）、教育訓練施設に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。
- (3) 教育訓練の受講開始日前1年以内に受けたキャリアコンサルティングの費用の支給を受ける場合は次に掲げる書類
 - ア キャリアコンサルティング実施者の発行するキャリアコンサルティングの費用に係る「領収書」

キャリアコンサルティングの費用の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、キャリアコンサルティング実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項をキャリアコンサルティング実施者が付記したクレジット伝票でもよい）、キャリアコンサルティング実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。
 - イ 当該教育訓練の受講に関する「キャリアコンサルティングの記録」
 - ウ キャリアコンサルティング実施者の発行する担当キャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングが実施されたことを証明することができる書類（以下「キャリアコンサルティング実施証明書」という。）
- (4) 本人確認及び本人の住居所の確認できる官公署の発行した書類

具体的には「運転免許証」「住民票の写し」「雇用保険受給資格者証」「高年齢受給資格者証」「出稼労働者手帳」「印鑑証明書」「国民健康保険被保険者証」のいずれかとします（コピーは不可）。なお、「住民票の写し」「印鑑証明書」の場合、支給・不支給決定通知書については、即日交付は行われず後日、本人の住居所あてに送付されることとなります。
- (5) 「雇用保険被保険者証」「雇用保険受給資格者証」又は「高年齢受給資格者証」でも可。コピーでも可。)
 - (6) 「教育訓練給付適用対象期間延長通知書」（教育訓練給付適用対象期間の延長措置を受けていた場合にのみ添付してください。）
- (7) 指定教育訓練実施者又はキャリアコンサルティング実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費又はキャリアコンサルティングの費用の一部が指定教育訓練実施者又はキャリアコンサルティング実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要です。）
- 3 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合には、教育訓練給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。なお、詳細については、「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 4 申請書の記載について
 - (1) □□□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - (2) ※印の付いた欄には記載しないでください。
 - (3) 1欄には、指定された個人番号（マイナンバー）を間違いのないよう記載してください。
 - (4) 2欄には、雇用保険被保険者証（雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。なお被保険者番号が16桁（2段／上6桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。
 - (5) 3～5欄には、漢字、カタカナ、平仮名により明瞭に記載してください。
 - (6) 5欄のフリガナ欄は、姓名と氏名の間に1文字分の空欄をあけてください。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取扱い（例：ガ→ガ□、パ→パ□）、また「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。
また、12欄は、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字体とする。）により明瞭に記載してください。
 - (7) 6欄には、元号をコード番号で記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。（例：平成3年2月1日→4□030201）
 - (8) 7～10欄は、指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」に記載された内容を記載してください。
 - (9) 10欄の額は、指定教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額及び「教育訓練修了証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください。なお、教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合は、教育訓練経費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認してください。
また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、教育訓練施設の台帳に登載されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付金支給申請書が受理されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い確認させていただきます。
 - (10) 11、12欄は、キャリアコンサルティング実施者の発行する「キャリアコンサルティング実施証明書」に記載された内容を記載してください。なお、11欄には、「キャリアコンサルティング実施証明書」に記載されたキャリアコンサルティングを受けた年月日の最後の年月日を記載してください。
 - (11) 12欄の額は、キャリアコンサルティング実施者の発行するキャリアコンサルティングの費用に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）及び「キャリアコンサルティング実施証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください。なお、キャリアコンサルティングの費用の一部がキャリアコンサルティング実施者から本人に対して還付された（される）場合は、キャリアコンサルティングの費用の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認して下さい。
 - (12) 申請書の電話番号欄は、平日昼間に連絡のとりやすい電話番号を記入してください。
また、申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。
- 5 払渡希望金融機関指定届の記載について
 - (1) 「名称」欄には教育訓練給付金の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。
 - (2) 「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人名義の普通預（貯）金口座の通帳の記号（口座）番号を記載してください。
 - (3) 金融機関による確認印欄に、「名称」欄に記載した金融機関の確認印を必ず受けてください（申請者本人が金融機関に届け出た印を押印する欄ではないので間違いないようにしてください）。
 - (4) なお、金融機関の確認を受けずに、支給申請書の提出と同時に申請者本人の名義の通帳又はキャッシュカード（現物）を提示していただいても差し支えありません（事故防止のため本人来所申請又は代理人申請の場合に限ります）。
 - また、雇用保険の基本手当受給資格者等であって既に払渡希望金融機関指定届を届けている方は、届の必要がありません。

様式第三十三号の一の二を次のように改める。



注意

- 1 この確認票は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の給付に必要な受給資格の確認を行うためのものです。
8欄に記載した受講開始予定年月日の前日から起算して1か月前の日までに、下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、本人の住居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。

確認票の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。当該やむを得ない理由のために期間内に公共職業安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書を添付の上、代理人又は郵送により提出することができます。代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。

- 2 確認票に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と確認票の内容が異なる場合は、受給資格の確認を行なうことができません。

 - (1) 当該教育訓練の受講に関する「キャリア・コンサルティングの記録」又は「事業主の承認」
[事業主の承認は、公共職業安定所が指定する様式により提出すること。]
 - (2) 本人確認及び本人の住居所の確認できる官公署の発行した書類（コピーは不可）
 - 運転免許証、住民基本台帳カードのうち本人の写真付き。これがない場合は、①旅券（パスポート）、②住民票記載事項証明書（住民票、印鑑証明書）、③国民健康保険被保険者証（健康保険被保険者証）のうちいずれか2種類（①、②又は③から各1種類で合計2種類）。
 - (3) 「雇用保険被保険者証」（「雇用保険受給資格者証」又は「高年齢受給資格者証」でも可。コピーでも可。）
 - (4) 「教育訓練給付適用対象期間延長通知書」（教育訓練給付の受給資格確認をする場合であって、教育訓練給付適用対象期間の延長措置を受けていた場合にのみ添付してください。）
 - (5) 最近の写真（3か月以内の写真であって、正面半身が写った、縦3.0cm×横2.5cmのものを、2枚）
 - (6) 雇用保険被保険者離職票一1及び2（教育訓練支援給付金の受給資格の確認を行う場合にのみ添付してください。基本手当等の資格決定を受け、雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証の交付を受けている場合は、雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証を添付してください。）

- 3 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがあります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 4 確認票の記載について
 - (1) この確認票により、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の受給資格があるか確認の申請をすることができますが、受給資格の確認を申請しない給付金がある場合は、表題及び第1面署名欄の確認しない給付の文書と「及び」を抹消してください。
 - (2) □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、記入枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - (3) ※印のついた欄には記載しないでください。
 - (4) 1欄には、指定された個人番号（マイナンバー）を間違いのないよう記載してください。
 - (5) 2欄には、雇用保険被保険者証（雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。なお被保険者番号が16桁（2段／上6桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。
 - (6) 3～5欄は漢字、カタカナ、平仮名により明瞭に記載してください。
 - (7) 5欄のフリガナ欄は、姓名と氏名の間に1文字分の空欄をあけてください。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取扱い（例：ガ→ ガ、バ→ バ）、また「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。
 - (8) 6欄には元号コードを記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。（例：平成3年2月1日→ 〔平成〕030201）
 - (9) 7、8欄は受講を希望する指定教育訓練の実施者に確認の上、記載してください。照会票に記載された受講開始予定日と実際の受講開始日が異なる場合は、各給付金の支給申請時に受給できないことがあります。実際の受講開始日が変更された場合、速やかに公共職業安定所に連絡してください。
 - (10) 10欄は、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字体とする。）により明瞭に記載してください。
 - (11) 11欄の電話番号は、平日昼間に連絡の取りやすい電話番号を記載してください。
 - (12) 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。
- 5 払渡希望金融機関指定届の記載について
 - (1) 「名称」欄には教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を今後申請する際に払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。
 - (2) 「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人の名義の通帳の記号（口座）番号を記載してください。
 - (3) 金融機関による確認印欄に、「名称」欄に記載した金融機関による確認印を必ず受けてください。（申請者本人が金融機関に届け出た印を押印する欄ではないので間違いのないようにしてください。）
 - (4) なお、金融機関の確認を受けずに、確認票の提出と同時に申請者本人の名義の通帳（現物）を提示していただいても差し支えありません（事故防止のため本人又は代理人が来所した場合に限ります）。また、雇用保険の基本手当受給資格者等であって既に払渡希望金融機関指定届を届けている方は、届の必要がありません。

様式第三十三号の一の五を次のように改める。



教育訓練給付金（第101条の2の7第3号関係）支給申請書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

帳票種別

11505

1. 被保険者番号

□□□□□-□□□□□-□□

2. 受講開始年月日

4-□□□□□-□□□□□

元号 年 月 日

3. 指定番号

□□□□□-□□□□□-□□

教育訓練施設の名称

教育訓練講座名

教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称

(販売代理店等)

(販売員)

4. 受講修了年月日

4-□□□□□-□□□□□

元号 年 月 日

5. 資格等取得年月日

4-□□□□□-□□□□□

元号 年 月 日

取得資格名称

□□□□□□□□□□□□□□

6. 就職年月日

4-□□□□□-□□□□□

元号 年 月 日

就職先事業所名

□□□□□□□□□□□□□□

事業主の証明

① 就職先の事業所	名 称					(雇用保険) 事業所番号	-	-	-	-
	所在 地	〒 (電話番号)				事業の種類				
② 雇入年月日	平成 年 月 日	③ 職 種			④ 一週間の 所定労働時間	時間 分	⑤ 賃金月額	万 千円		
⑥ 雇用期間	ア 定めなし イ 定めあり	平成 年 月 日まで	契約更新条項(ア 有 イ 無)		1年を超えて雇用する見込み(ア 有 イ 無)					
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。										
平 成 年 月 日										
事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)										

7. 教育訓練経費(1回目)	円	(追納金額)	円
8. 教育訓練経費(2回目)	円	(追納金額)	円
9. 教育訓練経費(3回目)	円	(追納金額)	円
10. 教育訓練経費(4回目)	円	(追納金額)	円
11. 教育訓練経費(5回目)	円	(追納金額)	円
12. 教育訓練経費(6回目)	円	(追納金額)	円
13. 教育訓練経費(7回目)	円	(追納金額)	円
14. 教育訓練経費(8回目)	円	(追納金額)	円

雇用保険法施行規則第101条の2の12第6項の規定により、

上記のとおり教育訓練給付金(第101条の2の7第3号関係)の支給を申請します。

平成 年 月 日

公共職業安定所長 殿

申請者氏名

印

記安※
公
載
定
共
職
欄
所
業

15. 教育訓練給付金追加給付支給・不支給決定年月日

4-□□□□□-□□□□□

元号 年 月 日

16. 未支給区分

□ (空欄 未支給以外)
1 未支給

17. 支払区分

□

18. 不支給理由

□ (1 資格等未取得)
(2 未就職)
(3 申請期限)

備考							
----	--	--	--	--	--	--	--

※ 処 理 欄	決 定 年 月 日			平 成 年 月 日		
	支 給 決 定 額			円		
	不 支 給 決 定 理 由					
	通 知 年 月 日			平 成 年 月 日		
	合 格 等 年 月 日 · 合 格 証 等			平 成 年 月 日 ()		
資 格 者 証	受 講 証 明	領 収 書	本 人 ・ 住 所	運 送 ・ 健 康 出 住	本 代 ・ 郵 便	

所長	次長	課長	係長	係	操作者
----	----	----	----	---	-----

注意

- 1 この申請書は、教育訓練給付金（第101条の2の7第3号関係）の追加給付の支給申請を行うためのものです。
教育訓練受講中又は受講修了後1年以内に定められた資格を取得するとともに、受講修了後1年以内に雇用保険の被保険者として就職した場合に支給申請を行うことができます。
この場合、資格取得と就職の両条件を満たした日の翌日から起算して1か月以内に、下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、本人の住居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。申請書の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。当該やむを得ない理由のために期間内に公共職業安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書を添付の上、代理人又は郵送により提出することができます。
代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行ふことができませんので、教育訓練施設より（1）～（3）の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練施設に対して修正を依頼してください。
 - (1) 教育訓練実施者の発行する、全教育訓練期間の「受講証明書」
 - (2) 教育訓練実施者の発行する全教育訓練経費にかかる「領収書」

教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、施設の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を施設が付記したクレジット伝票でもよい）、教育訓練施設に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚に渡るときはその全てを提出してください。
 - (3) 指定教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に対して還付された（される）場合に必要です。）
 - (4) 教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）受給資格者証（教育訓練支援給付金の受給資格もある方は、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証。）
 - (5) 定められた資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）
- 3 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがあります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 4 申請書の記載について
 - (1) □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、記入枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - (2) ※印のついた欄には記載しないでください。
 - (3) 1欄には、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）受給資格者証（教育訓練支援給付金の受給資格もある方は、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。
 - (4) 2欄は、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。
(例：平成3年2月1日→ ④②①③②②①)
 - (5) 2～4欄は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された内容を記載してください。年月日の記載は2欄の記載方法に従ってください。
 - (6) 5欄は定められた資格を取得した日を記載してください。
 - (7) 6欄は就職した日を記載してください。
 - (8) 7～14欄は受講期間によって記入すべき欄の数が変わります。記入することができない欄は、空欄にしてください。
 受講期間が6ヶ月以下…7欄のみ記入
 受講期間が1年を超えて1年6ヶ月以下…7～9欄を記入
 受講期間が2年を超えて2年6ヶ月以下…7～11欄を記入
 受講期間が3年を超えて3年6ヶ月以下…7～13欄を記入
 受講期間が6ヶ月を超えて1年以下…7～10欄を記入
 受講期間が1年6ヶ月を超えて2年以下…7～12欄を記入
 受講期間が2年6ヶ月を超えて3年以下…7～14欄を記入
 - (9) 7～14欄の額は、指定教育訓練実施者の発行するこれまでの全ての各支給単位期間の教育訓練経費にかかる「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額及び「受講証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください（「返還金明細書」が必要な場合を除きます。）。
 - また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、教育訓練施設の台帳に登録されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付金が支給されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い、確認させていただくことがあります。
 - (10) 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。

様式第三十三号の三を次のように改める。



高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

帳票種別

13300

1.個人番号

□□□□□□□□□□□□□□□□

2.被保険者番号

□□□□□-□□□□□□□□-□□

4.被保険者氏名

フリガナ(カタカナ)

3.資格取得年月日

□-□-□ (3昭和4平成)

元号 年 月 日

5.事業所番号

□□□□□-□□□□□□□□-□□

6.給付金の種類

 (1)基本給付金
(2)再就職給付金

<賃金支払状況>

7.支給対象年月その1

4-□□□□□

8.7欄の支給対象年月に支払われた賃金額

□□□□□□□□□□□□

9.賃金の減額のあった日数

□□□

11.支給対象年月その2

4-□□□□□

12.11欄の支給対象年月に支払われた賃金額

□□□□□□□□□□□□

13.賃金の減額のあった日数

□□□

15.支給対象年月その3

4-□□□□□

16.15欄の支給対象年月に支払われた賃金額

□□□□□□□□□□□□

17.賃金の減額のあった日数

□□□

10.なし賃金額

□□□□□□□□□□□□

14.なし賃金額

□□□□□□□□□□□□

18.なし賃金額

□□□□□□□□□□□□

(この用紙は、そのまま機械で処理しますので、汚ないようにしてください。)

※ 公共職業安定所記載欄	60歳到達時等賃金登録欄	19.賃金月額(区分一日額又は総額)	20.登録区分	21.手当	22.定年等修正賃金登録年月日
		□□□□□□□□□□□□ ,	(1)日額 (2)総額	<input type="checkbox"/>	4-□□□□□

元号 年 月 日

21.の受給資格

元号 年 月 日

23.受給資格確認年月日

4-□□□□□

24.支給申請月

□ (1奇数月)
(2偶数月)

25.次回(初回)支給申請年月日

4-□□□□□

26.支払区分

□

27.金融機関・店舗コード

□□□□□□□□□□□□-□□□□□□□□□□□□

口座番号

28.未支給区分

□ (空欄未支給以外)
1未支給

その他賃金に関する特記事項

29.

30.

31.

上記の記載事実に誤りのないことを証明します。

事業所名(所在地・電話番号)

平成 年 月 日

事業主氏名

印

上記のとおり高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を申請します。

雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。

平成 年 月 日

公共職業安定所長 殿

住 所
フ リ ガ ナ
申請者氏名

印

払渡希望金融機関指定届	32.フリガナ			金融機関コード	店舗コード	金融機関による確認印
	名 称			本店 支店		
	銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	口 座 番 号	(普通)			
	ゆうちょ銀行	記 号 番 号	(総合)		-	

備考	賃金締切日	日	賃金支払日	当月・翌月	日	賃金形態	月給・日給・時間給・	※ 處理欄	資格確認の可否	可 · 否
	所定労働日数	6欄	日	10欄	日	14欄	日		年齢確認書類	住・免・()

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号	※ 所長	次 長	課 長	係 長	操作者
			印					

注意

- 1 高年齢雇用継続給付は、60歳以上65歳未満（※）の被保険者がその受給資格の確認を受けた場合において、原則として、各月に支払われる賃金の額が雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書等の提出により登録された賃金月額の75%未満に低下した場合に、各月の賃金の額の15%を限度として支給されます。
- ※ 平成22年3月31日において55歳に達していない者であって昭和34年4月1日までに生まれた船員として雇用されるものに対する高年齢雇用継続基本給付金の支給及び昭和34年4月1日までに生まれた者のうち、高年齢再就職給付金に係る受給資格に係る離職の日の前日において船員として雇用されているものに対する当該高年齢再就職給付金の支給については、「60歳」とあるのは「55歳」と、「55歳」とあるのは「60歳」と読み替えるものとする。
- 2 高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を受けようとする者は、次の（1）又は（2）に掲げる場合に、事業主を経由して事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」といいます。）の長にこの高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書を提出してください。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます。

（1）高年齢雇用継続基本給付金の最初の支給申請書を提出する場合

（2）60歳以上65歳未満の者が再就職して被保険者となった場合

（1）の場合において、最初に支給を受けようとする支給対象月（受給要件を満たし給付金の支給の対象となった月をいいます。）の初日から起算して4ヶ月以内にこの高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書に雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書を添付して提出してください。

また、この最初の支給申請前に受給資格の照会を安定所に行なうこともできますが、その際にはこの高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書を高年齢雇用継続給付受給資格確認票として使用し、できるだけ雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書とともに、提出してください。これにより、受給資格の確認を受けた場合には、その際に交付された高年齢雇用継続給付支給申請書を提出することにより、初回の支給申請を行なってください。

（2）の場合において、高年齢再就職給付金の支給を受けようとする場合には、再就職した日以後速やかに、例えば当該被保険者に係る雇用保険被保険者資格取得届の提出の際に、この様式を高年齢雇用継続給付受給資格確認票として使用して提出してください。

なお、60歳到達時に被保険者でなかった者が、その後基本手当の支給を受けることなく再就職して被保険者となった場合においては、雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の代わりに直前の被保険者資格喪失の前の賃金支払状況等を記した雇用保険被保険者離職票一2又は被保険者期間等証明書を提出してください。

なお、次に掲げる者はこの高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書を提出する必要はありません。

イ 再就職する前に基本手当の受給資格者であって、再就職したときに既に受給期間を満了している者

ロ 基本手当の受給資格の決定を受けず（又は基本手当の受給期間の延長申請を行なわず）、かつ、直前の被保険者でなくなった日から起算して1年内に再就職しなかった者（注）イ及びロに該当する者は、高年齢雇用継続給付の支給を受けることができません。

ハ 既に高年齢雇用継続基本給付金に係る受給資格の確認を受けた者であって、その後の被保険者でなくなった日の翌日から起算して1年（基本手当の受給期間の延長をした場合は、延長された日数を1年に加算した期間）の期間中に、基本手当（基本手当の支給を受けたとみなされる給付を含みます。）の支給を受けずに再就職した者

ニ 既に高年齢再就職給付金に係る受給資格の確認を受けた者であって、その高年齢再就職給付金の支給期間とされた期間中に再就職した者

（注）ハ及びニに該当する者は、前の高年齢雇用継続給付の受給資格に基づいて、引き続き高年齢雇用継続給付の支給を受けられることがあります。その場合には、別途交付された高年齢雇用継続給付支給申請書を提出することにより支給申請を行なってください。

3 高年齢雇用継続給付受給資格確認票としてのみ使用する場合の記載方法

（1）1欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号（マイナンバー）を記載してください。

（2）2欄には、被保険者証に記載されている被保険者番号を記載してください。

なお、被保険者番号が16桁（上下2段で表示されている。）で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載してください。この場合、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内に記載し、最後の枠は空枠としてください。

（例：

4	6	0	1	1	8	*	*	*	*
1	3	0	1	5	4	3	2	1	0

 → □301-543210-□）

（3）3欄には、資格取得年月日を記載し、年月日の年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。

（例：平成19年4月1日→□□□□□□□□□□）

（4）5欄の記載は、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠としてください。（例：13010000001の場合→□301-0000001-□）

（5）6欄には給付金の種類を記載してください。

（6）7から31欄については記載の必要がありません。

4 高年齢雇用継続給付受給資格確認票及び（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書として使用する場合の記載方法

（1）1から6欄については、上記3により記載してください。

（2）7欄、11欄及び15欄には、支給を受けようとする支給対象月を記載し、月が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。

（3）支給対象月において被保険者資格を喪失した後一日の空白もなく別の事業主に雇用され被保険者資格を取得したときも、支給の対象となります。

この場合において、被保険者資格喪失前の事業主から支払われた賃金については、備考欄にその額を記載の上、その事業主の確認印を押印してもらってください。

（4）8欄、12欄及び16欄には、各々7欄、11欄及び15欄に記載した支給対象月に支払われた賃金（臨時の賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の額を記載してください。

イ 賃金に含まれるか否かが判断しかねるものについては、各々29欄、30欄及び31欄にその額とその名称を記載してください。

ロ 出向中の被保険者であって、出向元及び出向先の双方から賃金が支払われている場合は、その賃金の合計額を記載してください。この場合、下記（6）の賃金台帳により賃金の額が確認できない賃金については、備考欄にその額を記載の上、その賃金を支払った事業主の確認印を押印してもらってください。

ハ 賃金締切日、賃金支払日、賃金形態、8欄、12欄及び16欄に記載した賃金の支払いに係る月ごとの所定労働日数（賃金形態が日給又は時間給の場合）並びに通勤手当に関する事項について、備考欄に記載してください。

（5）9欄、13欄及び17欄には、各々8欄、12欄及び16欄に記載した賃金の支払いに係る月において非法、疾病、負傷、事業所の休業、私事等により賃金の全部又は一部の支払いを受けることができなかつた日の数を記載してください（該当する日がない場合は「0」と記載してください。）。この場合、8欄、12欄及び16欄に記載した賃金の支払いに係る月において賃金の減額の対象となつた日に支払いを受けることができなかつた賃金の額を各々29欄、30欄及び31欄に記載してください。

（6）支給申請書の提出に際しては、賃金額等その記載内容を確認できる賃金台帳、出勤簿等をご持参ください。

5 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載し、フリガナを付してください。

6 支給申請は正しくしてください。偽りの記載をして提出した場合には、以後高年齢雇用継続給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

7 事業主は、記載事実に誤りのないことの証明を行なってください。事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

8 払渡希望金融機関指定届の記載について

（1）「名称」欄には、高年齢雇用継続給付の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。

（2）「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の記号（口座）番号を記載してください。

（3）金融機関による確認印欄に、必ず「名称」欄に記載した金融機関の確認印を受けてください（申請者本人が金融機関に届け出た印を押印する欄ではないので間違いのないようにしてください。）

なお、金融機関の確認を受けずに、支給申請書の提出と同時に申請者本人の名義通帳又はキャッシュカード（現物）を提示していただいても差し支えありません。

（4）基本手当の支給を受けるために払渡希望金融機関指定届を提出したことがあり、かつ、引き続き同一の金融機関口座に振り込まれることを希望する場合は、記載する必要はありません。

（5）この払渡希望金融機関指定届を提出しても、高年齢雇用継続給付は支給されない場合があります。

9 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のまゝとし、※印のついた欄には記載しないでください。

10 本手続は電子申請による申請が可能です。

なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行なう場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

11 本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行なう場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者本人の申請であることを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の（電子）署名に代えることができます。この場合の申請者氏名欄には、申請者氏名に代えて「申請について同意済み」と記載してください。

◆ 金融機関へのお願い

雇用保険の失業等給付を受給者の金融機関口座へ迅速かつ正確に振り込むため、表面32の記載事項のうち「申請者氏名」欄、「名称」欄及び「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄（「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄）を確認した上、「金融機関による確認印」欄に貴金融機関確認印を押印してください。また、金融機関コード及び店舗コードを記入してください（ゆうちょ銀行の場合を除く。）。

様式第三十三号の三の二を次のように改める。



様式第33号の3の2（第101条の5、第101条の7関係）（第2面）

上記の記載事実に誤りがないことを証明します。

平成 年 月 日

事業所名（所在地・電話番号）

事業主氏名

雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。

平成 年 月 日

公共職業安定所長 殿

申請者氏名

印

社会保険 労務 記載 欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 印	名 印	電話番号	操作者
※ 所 長	次 長	課 長	係 長	係 長	係 長

備 考	賃金締切日	日	賃金支払日	当月・翌月	日
	賃金形態	月給・日給・時間給・			
所定労働日数	3欄	日	7欄	日	11欄
通勤手当	有	(毎月・3か月・6か月・)	無		日

※ 支給決定年月日 平成 年 月 日

注意

1 この申請書は、指定された次回支給申請日に事業主を経由して事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することができない場合には、申請者本人が提出することができます。また、この支給申請については指定された次回支給申請月に行わなければ、特別の事情があると認められない限りその支給を行なうことにはできません。

なお、初回の支給申請は、この申請書に六十歳到達時等賃金証明書及び高年齢雇用継続給付の受給資格が確認されている場合には、六十歳到達時等賃金証明書及び受給資格確認票の添付は必要ありません。

また、初回の支給申請前に既に六十歳到達時等賃金証明書及び受給資格確認票を提出して受給資格等の照会を行い、受給資格確認通知書を交付されている場合には、これらの書類の添付に代えて支給申請書にその通知書を添えて事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。

2 申請は正しくしてください。偽りの記載をして提出した場合には、以後高年齢雇用継続給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と共にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

3 4欄、8欄及び12欄には、支給を受けようとする支給対象月を記載し、月が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。

4 支給対象月において被保険者資格喪失した後一年の空白もなく別の事業主に雇用され、被保険者資格を取得したときも、支給の対象となります。

5 この場合において、被保険者資格喪失前の事業主から支払われた賃金については、備考欄にその額を記載し、その事業主の確認印を押印してもらってください。

6 5欄、9欄及び13欄には、各々4欄、8欄及び12欄に記載した支給対象月に支払われた賃金（臨時の賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の額を記載してください。

（1）賃金に含まれるか否かが判断しかねるものについては、各々19欄、20欄及び21欄にその額とその名称を記載してください。

（2）出向中の被保険者であって、出向元及び出向先の双方から賃金が支払われている場合は、その賃金の合計額を記載してください。この場合、下記11の賃金台帳により賃金の額が確認できない賃金

については、備考欄にその額を記載の上、その賃金を支払った事業主の確認印を押印してもらってください。

（3）賃金締切日、賃金支払日、賃金形態、5欄、9欄及び13欄に記載した賃金の支払いに係る月ごとの所定労働日数（賃金形態が日給又は時間給の場合）並びに通勤手当に関する事項について、備考欄に記載してください。

6 6欄、10欄及び14欄には、各々5欄、9欄及び13欄に記載した賃金の支払いに係る月において非行、疾病、負傷、事業所の休業、私事等により賃金の全部又は一部の支払を受けることができなかつた日の数を記載してください（該当する日がない場合は「0」と記載してください）。この場合、5欄、9欄及び13欄に記載した賃金の支払いに係る月において賃金の減額の対象となつた日に支払いを受けることができなかつた賃金の額を各々19欄、20欄及び21欄に記載してください。

7 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。

8 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままで、※印の付いた欄又は記入枠には記載しないでください。

9 事業主は、記載事実に誤りのないことの証明を行ってください。

10 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることができます。

11 この支給申請書の提出に際しては、賃金額等その記載内容を確認できる賃金台帳、出勤簿等をご持参ください。

12 本手続は電子申請による申請が可能です。なお、本手続は電子申請により本申請書の提出に際する手続を行なう場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することもできます。

13 本手續について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行なう場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者本人の申請であることを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の（電子）署名に代えることができます。この場合の申請者氏名欄には、申請者氏名に代えて「申請について同意済み」と記載してください。

様式第三十三号の五を次のように改める。



育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

帳票種別

11405

1. 被保険者番号

□□□□□-□□□□□-□

2. 資格取得年月日

□-□-□ 年 □ 月 □ 日

元号

年

月

日

3. 被保険者氏名

フリガナ（カタカナ）

□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□

4. 事業所番号

□□□□□-□□□□□-□

5. 育児休業開始年月日

平成 □-□-□ 年 □ 月 □ 日

6. 出産年月日

□-□-□ 年 □ 月 □ 日

元号

年

月

日

7. 個人番号

□□□□□□□□□□□□

8. 被保険者の住所（郵便番号）

□□□□-□□□□□

(3 昭和 4 平成)

元号

年

月

日

9. 被保険者の住所（漢字）※市・区・郡及び町村名

□□□□□□□□□□□□

被保険者の住所（漢字）※丁目・番地

□□□□□□□□□□□□

被保険者の住所（漢字）※アパート、マンション名等

□□□□□□□□□□□□

10. 被保険者の電話番号（項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。）

□□□□□-□□□□□-□

市外局番

市内局番

番号

平成

□□□□□□□□□□□□

12. 就業日数

□□□

13. 就業時間

□□□

14. 支払われた賃金額

□□□□□□□□□□□□

くしこ
だまし
の用
いの紙
では、
汚さ
ない
よう
に機
械で
処理

15. 支給単位期間その2（初日）

（末日）

平成

□□□□□□□□□□□□

16. 就業日数

□□□

17. 就業時間

□□□

18. 支払われた賃金額

□□□□□□□□□□□□

19. 最終支給単位期間（初日）

（末日）

平成

□□□□□□□□□□□□

20. 就業日数

□□□

21. 就業時間

□□□

22. 支払われた賃金額

□□□□□□□□□□□□

23. 職場復帰年月日

24. 支給対象となる期間の延長事由一期間

平成

□□□□□□□□□□□□

25. 配偶者育休取得

26. 配偶者の被保険者番号

□

□□□□□-□□□□□-□

27. 期間雇用者の継続雇用の見込み 28. 休業事由の消滅年月日

平成	□□□□□□□□□□□□	
年	月	日

- 1 保育所における保育が実施されないこと
2 保育を予定していた配偶者の死亡
3 保育を予定していた配偶者の負傷・疾病等
4 保育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居
5 保育を予定していた配偶者の産前産後休業等

29. 延長等否認

30. 産後休業表示

休業がある
(場合に「1」
を記入)

31. 賃金月額（区分一日額又は総額）

□□□□□□□□□□□□ (1 日額)
, (2 総額)

円

※
公
共
職
業
安
定
所
記
載
欄

33. 受給資格確認年月日

平成

□□□□□□□□□□□□

37. 支払区分

38. 金融機関・店舗コード

□□□□□□□□□□□□

34. 受給資格否認

受給資格なしと
判断した場合に
(「1」を記入)

35. 支給申請月

□□□□□□□□□□□□ (1 奇数月)
, (2 偶数月)

月

32. 当初の育児休業開始年月日

平成

年 □ 月 □ 日

年

月

日

36. 次回支給申請年月日

平成

年 □ 月 □ 日

年

月

日

39. 未支給区分

□□□□□□□□□□□□ (空欄 未支給
以外
1 未支給)

上記被保険者が育児休業を取得し、上記の記載事実に誤りがないことを証明します。

事業所名（所在地・電話番号）

平成 年 月 日 事業主名

印

上記のとおり育児休業給付の受給資格の確認を申請します。

雇用保険法施行規則第101条の13の規定により、上記のとおり育児休業給付金の支給を申請します。

平成 年 月 日 公共職業安定所長 殿

フリガナ

申請者氏名

印

払渡希望

40. 払渡希望

金融機関

金融機関

指定届

フリガナ

名 称

金融機関コード

店舗コード

金融機関による確認印

本店
支店

□

□

□

□

□

□

□

□

備考

貢金締切日

日

通勤手当

有(毎月・3か月・6か月・
無)

)

※処理欄

資格確認の可否

可・否

資格確認年月日

注意

1 育児休業給付金（平成22年4月1日以降に育児休業を開始した方が対象）は、1歳又は1歳2ヶ月（その子の1歳又は1歳2ヶ月以降の期間等も休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合（保育所における保育の実施が行われない等）には1歳6ヶ月（その子の1歳6ヶ月以降の期間等も休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には2歳））未満の子を養育するための休業を行う被保険者が育児休業給付の受給資格の確認を受けた場合において、原則として、育児休業を開始した日から起算して1ヶ月ごとの各期間について、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の提出により算定された賃金日額に支給日数を乗じた額（注）の80%以上の賃金が支払われていないこと、就業していると認められる日数が10日（10日を超える場合は就業していると認められる時間が80時間）以下であること等を要件として、（賃金日額）×（支給日数）×40%（当分の間は、休業日数が通常して180日に達するまでの間に限り67%、181日目以降は50%）を限度として支給されます。

（注）賃金日額は、原則として休業開始前6ヶ月の賃金を180で除した額であり、支給日数は、一の支給単位期間につき30日（休業終了日の属する支給単位期間については、休業終了日までの日数。）。

なお、育児休業給付金の支給を受けた期間は、基本手当の算定期間から除外されます。

2 育児休業給付の受給資格の確認を受けようとする方は、事業主の方が行う雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の提出にあわせて、事業主を経由して事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に、この育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書を提出してください。

ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます。

3 また、育児休業給付金の支給申請を事業主を経由して行う場合には、この用紙により、初回の育児休業給付金の支給申請を受給資格確認と同時に行うことができます。その場合、事業主の方は、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書も同時に提出してください。

4 初回の育児休業給付金の支給申請を受給資格確認と同時に行う場合に限り、この用紙により育児休業給付金の支給申請を行ってください。なお、この用紙は、育児休業給付受給資格確認票としてのみ使用することができます。

5 育児休業給付受給資格確認票としてのみ使用する場合の記載方法

（1）標題中「（初回）育児休業給付金支給申請書」の文字及び第1面下方の「雇用保険法施行規則第101条の13の規定により、上記のとおり育児休業給付金の支給を申請します。」の文字を抹消してください。

（2）1欄には、被保険者証に記載されている被保険者番号を記載してください。

なお、被保険者番号が16桁（上下段で表示されている。）で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載してください。

（3）2欄には、資格取得年月日を記載し、年月日の年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を附加して2桁で記載してください。

（例：平成3年4月1日→四〇〇三〇四〇〇）

（4）4欄は、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠としてください。

（5）5欄には、被保険者が育児休業を開始した年月日を、2欄の記載要領にしたがって、記載してください。ただし、女性の被保険者が労働基準法の規定による産後休業に引き続いて育児休業を取得した場合は、記載する必要はありません。

（6）6欄には、育児休業に係る子の出産年月日を、2欄の記載要領にしたがって、記載してください。

（7）7欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号（マイナンバー）を記載してください。

（8）9欄には、被保険者の住所を、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字体とする。）により明瞭に記載してください。

（9）10欄には、被保険者の電話番号を記載してください。

（10）11欄から24欄までについては記載の必要がありません。

（11）25欄及び26欄は、「パパ・ママ育休プラス」制度により、育児休業に係る子が1歳以降1歳2ヶ月未満までの期間も育児休業を取得する場合のみ記載してください。

25欄には、被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が同一の子について既に育児休業を取得している（していた）場合に「1」と記載してください。

26欄には、25欄に記載した場合に配偶者の被保険者番号を記載してください（配偶者が公務員である場合や被保険者でない場合、不明な場合等は空欄で構いません。）。

住民票の写し等被保険者の配偶者であることを確認できる書類、（25欄に記載がない場合は）配偶者の育児休業開始日が確認できる書類（配偶者の育児休業取扱通知書の写し、配偶者の説明書等）をこの支給申請書に添付して提出する必要があります。

6 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書として使用する場合の記載方法

（1）1欄から10欄までについては、上記5により記載してください。

（2）11欄及び15欄には、育児休業開始年月日（女性の被保険者が労働基準法の規定による産後休業（出産年月日の翌日から8週間）の後引き続いて育児休業を取得したときは、出産年月日から起算して58日目に当たる日）から起算して1ヶ月ごとに区分した期間を順に記載してください。ただし、育児休業終了日を含む期間についてはその育児休業終了日までの期間です。

なお、申請時点において、すでに育児休業が終了している場合は、最終支給単位期間を含む3ヵ月分の支給単位期間について申請できますので、最終支給単位期間に係る申請については、19欄に記載してください。

例 平成22年4月5日に育児休業を開始した場合

支給単位期間その1	2	2	0	4	0	5	-	0	5	0	4
支給単位期間その2	2	2	0	5	0	5	-	0	6	0	4

（3）12欄、16欄及び20欄の就業日数とは、各々11欄、15欄及び19欄に記載した支給単位期間において就業した日数を記載してください。

（4）13欄、17欄及び21欄の就業時間には、各々12欄、16欄及び20欄に記載した就業日数が10日を超える場合に各支給単位期間において就業した時間を記載してください。

（5）14欄、18欄及び22欄には、各々11欄、15欄及び19欄に記載した支給単位期間中に支払われた賃金（臨時の賃金、3ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の額を記載してください。なお、その賃金は育児休業期間外を対象とした賃金の額を含めないでください。

また、賞金締切日、賃金支払日及び通勤手当に関する事項について備考欄に記載し、併せて賃金に含まれるか判断しかねるものについては、備考欄の下方にその額とその名称といずれかの支給単位期間に支払われたものかを記載してください。

（6）23欄の「職場復帰年月日」は、支給申請時点で被保険者が職場復帰したことにより既に育児休業を終了している場合に、その職場復帰年月日を記載してください。

（7）24欄には、育児休業給付金の支給申請に係る子について、その子が1歳に達する日（休業終了予定日がその子の1歳に達する日後である場合は、当該休業終了予定日）又はその子が1歳6ヶ月に達する日後の期間について保育所における保育の実施が行われない等の理由により当該期間について育児休業を取得し、初めて育児休業給付金の支給申請を行う場合に記載してください。この保育の実施が行われない等の理由及び期間については、24欄に記載し、記載内容を確認できる書類をこの支給申請書に添付して提出する必要があります。

（8）25欄及び26欄には、上記5（1）により記載してください。

7 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。

8 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままでし、※印の付いた欄又は記入枠には記載しないでください。

9 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合には、以後育児休業給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還とともにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として罰則に処せられる場合があります。

10 事業主の方は、記載事実に誤りがないことの証明を行ってください。偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還とともにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として罰則に処せられる場合があります。

11 提出に当たっては、記載内容の確認できる書類を添付してください。育児を行っている事実、支給申請書に記載した賃金額等の記載内容を確認できる賃金台帳、出勤簿等をご持参ください。

12 払渡希望金融機関指定届の記載について

（1）「名称」欄には育児休業給付金の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。

（2）「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の記号（口座）番号を記載してください。

（3）払渡しできる口座は、金融機関の普通預（貯）金口座に限られます。

（4）金融機関による確認印欄に必ず「名称」欄に記載した金融機関の確認印を受けてください（申請者本人が金融機関に届け出た印を押印する欄ではないので間違いのないようにしてください）。

なお、金融機関の確認を受けずに、支給申請書の提出と同時に申請者本人の名義通帳又はキャッシュカード（現物）を提示していただいても差し支えありません。

（5）基本手当などの支給を受けるために払渡希望金融機関指定届を提出したことがあり、かつ、引き続き同一の金融機関口座へ振り込まれることを希望する場合には、記載する必要はありません。

13 本手続は電子申請による申請が可能です。

なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行なう場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

14 本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行なう場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者本人の申請であることを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の（電子）署名に代えることができます。この場合の申請者氏名欄には、申請者氏名に代えて「申請について同意済み」と記載してください。

◆ 金融機関へのお願い

雇用保険の失業等給付を受給者の金融機関口座へ迅速かつ正確に振り込むため、表面40の記載事項のうち「申請者氏名」欄、「名称」欄及び「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄（「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄）を確認した上、「金融機関による確認印」欄に貴金融機関確認印を押印してください。金融機関コード及び店舗コードを記入してください（ゆうちょ銀行の場合を除く。）。

様式第三十三号の五の二を次のように改める。



育児休業給付金支給申請書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

(この用紙は、そのまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク(▶)の所で折り曲げてください。）

帳票種別

10406

支給申請期間

氏名

1. 被保険者番号

2. 資格取得年月日

3. 育児休業開始年月日

支給単位期間その1(初日～末日)

支給単位期間その2(初日～末日)

事業所番号

管轄区分

支給終了年月日

出産年月日

前回処理年月日

4. 被保険者氏名

フリガナ(カタカナ)

5. 支給単位期間その1(初日)

(末日)

6. 就業日数

7. 就業時間

8. 支払われた賃金額

平成 年 月 日

月

日

月

日

円

9. 支給単位期間その2(初日)

(末日)

10. 就業日数

11. 就業時間

12. 支払われた賃金額

平成 年 月 日

月

日

月

日

円

13. 最終支給単位期間(初日)

(末日)

14. 就業日数

15. 就業時間

16. 支払われた賃金額

平成 年 月 日

月

日

月

日

円

17. 職場復帰年月日

18. 支給対象となる期間の延長事由一期間

事由

時間

時間

平成 年 月 日

年

月

年

月

日

配偶者

19. 育休取得 20. 配偶者の被保険者番号

□ □ □ □ □ □ - □ □ □ □ □ □ - □

※ 21. 次回支給申請年月日 22. 延長等否認 23. 未支給区分

平成 年 月 日	(空欄 以外) 1 未支給
----------	------------------

その他賃金に関する特記事項

24.

25.

<キリトリ>

育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)

事業所番号	事業所名略称	資格取得年月日	
被保険者番号	氏名		
次回支給単位期間その1	次回支給申請期間	次回支給申請年月日	休業開始年月日
次回支給単位期間その2			

管轄公共職業安定所
の所在地・電話番号
〒 -
交付 平成 年 月 日

TEL



<キリトリ>

(被保険者通知用)

被保険者番号	氏名	性別	生年月日	出産年月日	受給資格確認年月日	休業開始年月日
支給期間	賃金月額	賃金月額の %	賃金月額の %	支給済日数	支払方法	
通知内容						

管轄公共職業安定所
の所在地・電話番号
〒 -
交付 平成 年 月 日

TEL



様式第33号の5の2（第101条の13関係）（第2面）

上記の記載事実に誤りがないことを証明します。

平成 年 月 日

事業所名（所在地・電話番号）

事業主氏名

印

平成 年 月 日

公共職業安定所長 殿

申請者氏名

印

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		印	

備 考	賃 金 締 切 日	日	賃 金 支 払 日	当 月 ・ 翌 月 日
	通 勤 手 当	有 (毎月・3か月・6か月・)		・無

* 所 長	次 長	課 長	係 長	係	操作者
-------	-----	-----	-----	---	-----

注 意	※ 支 給 決 定 年 月 日	平 成 年 月 日
-----	-----------------	-----------

1 提出期限について

この申請書は、指定された次回支給申請日に、事業主を経由して事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます。

なお、初回の支給申請に限っては、最初の支給単位期間の初日から起算して4ヶ月を経過する日の属する月の末日までに行ってください。

2 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合には、以後育児休業給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

3 申請書の記載について

(1) 5欄及び9欄には、各々第1面の「支給単位期間その1」及び「支給単位期間その2」の初日から末日までを記載してください。1ヶ月分を申請する場合は、「支給単位期間その1」のみ記載し、申請を行うこともできます。なお、年、月又は日が1桁の場合は、それぞれの10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。

なお、申請時点において、すでに育児休業が終了している場合は、最終支給単位期間を含む3ヶ月分の支給単位期間について申請できますので、最終支給単位期間に係る申請については、13欄に記載してください。

(2) 6欄・10欄及び14欄に記載した支給単位期間において就業した日数を記載してください。

(3) 7欄・11欄及び15欄の就業時間には、各々6欄・10欄及び14欄に記載した就業日数が10日を超える場合に各支給単位期間において就業した時間を記載してください。

(4) 一の支給単位期間について、被保険者資格の喪失後1ヶ月の空白もなく別の事業主に雇用されたときも支給申請の対象となります。この場合において、被保険者資格喪失前の事業主から支払われた賃金については、8欄・12欄及び16欄に記載する賃金額に計上することも、備考欄にその額を記載の上、その事業主の確認印を押してください。

(5) 8欄・12欄及び16欄には、各々5欄・9欄及び13欄に記載した支給単位期間において支払われた賃金（臨時の賃金、3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の額を記載してください。なお、その賃金は育児休業期間外に対する賃金の額を含めないとください。

また、賃金締切日、賃金支払日、通勤手当及び雇用期間（1歳6ヶ月後の延長をする場合に限る。）に関する事項について備考欄に記載し、併せて賃金に含まれるか判断しかねるものについては、各々24欄及び25欄にその額とその名称といずれの支給単位期間に支払われたものを記載してください。

(6) 17欄には、育児休業給付金支給決定通知書の第1面の「支給期間末日」前に休業を終了した場合に、その休業を終了して職場復帰した日を記載してください。

(7) 初回の支給申請において3ヶ月分の支給単位期間について申請を行う場合は、3ヶ月の支給単位期間に係る5欄・6欄・7欄及び8欄に記載してください。

(8) 18欄には、育児休業給付金の支給申請に係る子について、その子が1歳に達する日（休業終了予定日がその子の1歳に達する日後である場合は、当該休業終了予定日）又はその子が1歳6ヶ月に達する日後の期間について保育所における保育の実施が行わないと等の理由により引き続き育児休業を取得し、育児休業給付金の支給申請を行う場合に記載してください。この保育の実施が行わないと等の理由及び期間については、18欄に記載し、記載内容を確認できる書類をこの支給申請書に添付して提出する必要があります。

(9) 19欄及び20欄には、「パパ・ママ育休プラス」制度により、育児休業に係る子が1歳以降1歳2ヶ月未満までの期間も育児休業を取得する場合のみ記載してください。

19欄には、被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が同一の子について既に育児休業を取得している（していた）場合に「1」と記載してください。

20欄には、19欄に記載した場合に配偶者の被保険者番号を記載してください（配偶者が公務員である場合や被保険者でない場合、不明な場合等は空欄で構いません）。住民票の写し等被保険者の配偶者であることを確認できる書類、（20欄に記載がない場合は）配偶者の育児休業開始日が確認できる書類（配偶者の育児休業取扱通知書の写し、配偶者の説明書等）をこの支給申請書に添付して提出する必要があります。

4 記載すべき事項のない欄には記入栏は空欄のままでしょ、印の付いた欄又は記入栏には記載しないでください。

5 事業主は、記載事実に誤りのないとの認明を行ってください。

6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。

7 この支給申請書の提出に際しては、賃金額等の記載内容を確認できる賃金台帳、出勤簿等をご持参ください。

8 申請者氏名については、記名押印又は署名により記載してください。

9 本手続は電子申請による申請が可能です。

なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

10 本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行なう場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者本人の申請であることを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の（電子）署名に代えることができます。この場合の申請者氏名欄には、申請者氏名に代えて「申請について同意済み」と記載してください。

注 意

1 育児休業給付受給資格確認・否認通知書、育児休業給付金支給決定通知書及び次回の支給申請を行うときに使用するべき育児休業給付金支給申請書については、当該被保険者本人に対して郵送されます。

2 第1面の「次回支給単位期間その1・その2」について、記載事実に誤りのないことを証明した上で、第1面の「次回支給申請年月日」に育児休業給付金支給申請書を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。

なお、初回の支給申請に限っては、最初の支給単位期間の初日から起算して4ヶ月を経過する日の属する月の末日までに行ってください。

3 本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

4 本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行なう場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者本人の申請であることを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の（電子）署名に代えることができます。この場合の申請者氏名欄には、申請者氏名に代えて「申請について同意済み」と記載してください。

注 意

1 育児休業給付金の支給について

休業期間中の各支給単位期間（注）について、その期間において、第1面の「賃金月額」の80%以上の賃金が支払われていないこと、就業している日数が10日（10日を超える場合にあっては、就業している時間が80時間）以下であること等の要件を満たす場合に支給を受けることができます。

この支給を受けるためには、通知内容欄に印字された次回支給単位期間について、指定された次回支給申請日に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に育児休業給付金支給申請書を提出する必要があります。

（注）支給単位期間とは、育児休業期間を第1面の「支給期間初日」から起算して1ヶ月ごとに区分した各期間のことをいいます。ただし、休業を終了した日を含む期間については、休業を終了した日までに区分した各期間のことをいいます。

たまたままでの期間であり、上記の要件の他に全日にわたって休業している日が1日以上必要になります。

なお、労働基準法による産後休業後に引き続き育児休業をする場合は、「支給期間初日」とは、休業に係る子の出産日から起算して58日目に当たる日をいいます。

（例）出産日が4月1日であって、1歳になるまで育児休業をした場合の支給単位期間は、5月28日（支給期間初日）～6月27日、6月28日～7月27日、……、3月28日～3月30日となります。

育児休業給付金の支給単位期間ごとの支給額は、（賃金月額）×（支給日数）×40%（当分の間は休業日数が通算して180日に達するまでの間に限り67%、181日目以降は50%）として算定され、支給日数とは、一の支給単位期間につき30日（休業終了日の属する支給単位期間については、休業終了日までの日数。）です。第1面の「賃金月額」は支給日数を30日とした場合のものであり、休業終了日の属する支給単位期間については、休業終了日までの日数を支給日数として算定される額を限度に支給されます。

2 添付されている支給申請書は、記載された次回支給単位期間について支給要件を満たさない場合であっても、その次の「次回支給申請期間」の指定を受けるために、指定された支給申請日に提出する必要があります。この場合、支給申請書の表題を「次回支給申請期間指定届」と訂正してください。

3 第1面記載の処分について不服があるときは、その処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官に対して審査請求することができます。

4 以上のはか、雇用保険について分からぬことがあつた場合には、公共職業安定所の窓口で御相談ください。

様式第三十三号の六を次のように改める。



介護休業給付金支給申請書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

帳票種別

14601

1. 介護休業被保険者の個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2. 被保険者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 資格取得年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3 昭和 4 平成)

4. 被保険者氏名

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

フリガナ(カタカナ)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

5. 事業所番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

6. 姓(漢字)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

7. 名(漢字)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

8. 介護休業開始年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

9. 介護対象家族の個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

10. 介護対象家族の姓(カタカナ)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

11. 介護対象家族の名(カタカナ)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

12. 介護対象家族の性別

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

13. 介護対象家族の続柄

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- [] 1 配偶者
- [] 2 父母
- [] 3 子
- [] 4 配偶者の父母
- [] 5 祖父母
- [] 6 兄弟姉妹
- [] 7 孫

14. 介護対象家族の姓(漢字)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

15. 介護対象家族の名(漢字)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

16. 介護対象家族の生年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- [] 1 明治
- [] 2 大正
- [] 3 昭和
- [] 4 平成

17. 支給対象期間その1(初日)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(末日)

18. 全日休業日数

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

20. 支給対象期間その2(初日)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(末日)

21. 全日休業日数

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

23. 支給対象期間その3(初日)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(末日)

24. 全日休業日数

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

26. 介護休業終了年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(介護休業期間が93日)

(未満のとき記入)

27. 終了事由

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(1 職場復帰)
(2 休業事由の消滅)

※

公共職業安定所記載欄

28. 貢金額(区分一日額又は総額)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(1 日額)

(2 総額)

29. 同一対象家族に係る介護休業開始年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

30. 期間雇用者の継続雇用の見込み

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

31. 支払区分

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

32. 金融機関・店舗コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

33. 未支給区分

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(空欄 未支給以外)

(1 未支給)

34. 処理区分

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 資格確認のみ

4 支給のみ

6 否認(取得回数)

1 否認(期間)

2 否認(対象家族)

5 否認(93日超)

35. 特殊事項

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(1 チェック不要)

(2 再開(他の休業の終了))

(3 再開(被保険者資格再取得))

備考	賃金締切日	日	通勤手当	有(毎月・3か月・6か月・)	※	支給決定年月日	平成 年 月 日
	賃金支払日	当月・翌月	日	無		支給決定額	円
						不支給理由	
					通知年月日	平成 年 月 日	

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号	※	所長	次長	課長	係長	操作者
			印						

(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

注意

- 1 この申請書は、介護休業終了日（介護休業期間が3ヵ月以上にわたるときは介護休業開始日から3ヵ月経過した日。以下同様。）の翌日以降、その日から2ヵ月経過する日の属する月の末日までの間に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に、事業主を経由して提出してください。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます。
- 2 介護休業給付金は、家族を介護するための休業（注1）をした被保険者であって、当該休業を開始した日前2年間（注2）に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月（注3）が通算して12ヵ月以上ある方が支給対象となります。

(注1) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上にわたり常時介護（歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること）を必要とする状態にある家族（被保険者の配偶者、父母及び子並びに祖父母、兄弟姉妹及び孫並びに配偶者の父母のいすれか）を介護するために取得した休業であって、一人の家族につき、休業開始日から最大3ヵ月までの介護休業期間に限ります。

なお、同一家族について複数回介護休業を取得する場合は、支給日数が通算して93日以内であり、3回以下の休業が介護休業給付金の支給の対象となります。

(注2) 当該家族を介護するための2回目以降の介護休業に係る申請を行う場合は、初回の休業を開始した日前の2年間。

(注3) 過去に基本手当の受給資格の決定を受けたことがある方については、その決定後のものに限ります。
- 3 介護休業給付金は、支給対象期間（休業開始日から起算して1ヵ月ごとに区分した各期間（その1ヵ月の間に介護休業終了日を含む場合はその介護休業終了日までの期間）ごとに、就業していると認められる日数が10日以下であることを条件に、休業開始時賃金月額証明書（票）によって算定される賃金日額に支給日数（注4）に乗じて得た額の67%相当額を限度として支給額を計算し、その合計額を一括して1回で支給されます。支給対象期間中にその介護休業期間中を対象とした賃金が支給されている場合、その額と賃金日額に支給日数を乗じて得た額の67%相当額の合計が（賃金日額）×（支給日数）×80%を超える場合、当該超えた額が減額されます。
- 4 申請書には、次の確認書類の添付が必要です。

(1) 休業開始時賃金月額証明書（票）、(2) 介護休業給付金支給申請書の内容を確認できる書類〔イ 本人が事業主に提出した介護休業申出書、ロ 介護対象家族の方の氏名、申請者本人との続柄、性別、生年月日が確認できる書類（住民票記載事項証明書等）、ハ 介護休業の開始日・終了日、介護休業期間中の休業日数の実績が確認できる書類（出勤簿等）、ニ 介護休業期間中に介護休業期間を対象として支払われた賃金が確認できる書類（賃金台帳等）〕
- 5 申請書の記載について

(1) □□□□で表示された枠に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読み取を行いますので、大きめのアラビア数字の標準字体、カタカナ、または漢字（6, 7, 14, 15欄に限る）によって枠からはみ出さないように明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないでください。カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取扱い（例：ガ→ガ□、バ→バ□）、また「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に0を附加して2桁で記載してください。（例：平成3年2月1日→[4]□[0]3[0]2[0]□）

※印の付いた欄には記載しないでください。

(2) 1欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、申請者の個人番号（マイナンバー）を記載してください。

(3) 2, 3欄には、それぞれ、雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号及び資格取得年月日を記載してください。
なお被保険者番号が16桁（2段／上6桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の枠を空枠してください。

(4) 5欄には、事業所番号が連続した10桁である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠を空枠としてください。

(5) 8欄は事業主が介護休業として取得を認めた休業期間の初日（介護休業開始日）を記載し、17欄の初日はこれと同日となります。支給対象期間が2つ以上の場合は、介護休業開始日の翌月・翌々月における、介護休業開始日と日が同じ年月日（その日がない場合は月末日）を、20, 23欄の初日に記載し、その上で、次期支給対象期間の初日の前日（ただし介護休業終了日を含む最後の支給対象期間についてはその介護休業終了日）を、17, 20, 23欄の末日に記載してください。

(6) 9欄には必ず対象家族の番号確認と身元確認の本人確認を行った上で対象家族の個人番号（マイナンバー）を記載してください。

(7) 18, 21, 24欄の全日休業日には、支給対象期間中に全日にわたって介護休業をしている日（日曜日、祝日等のような所定労働日以外の日も含みます。）の数を記載してください。

(8) 19, 22, 25欄には、支給対象期間中に支払われた賃金（臨時の賃金、3ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の額を記載してください。
なお、その賃金は介護休業期間外を対象とした賃金の額を含めないでください。

また、賃金締切日、賃金支払日及び通勤手当に関する事項について備考欄に記載し、併せて賃金に含まれるか判断しかねるものについては、備考欄の下方にその額とその名称といすれかの支給対象期間に支払われたもののかを記載してください。

(9) 26欄は、介護休業開始日から3ヵ月を経過する日前に介護休業が終了した場合に限って、その介護休業終了日を記載し、その上で、27欄にその場合の終了の理由をコード番号で記載してください。なお、「2 休業事由の消滅」とは、介護休業終了日の予定日の前日までに、介護対象家族の死亡等の、被保険者がその家族に対する介護をしないこととなった事由が生じたこと、又は、介護休業が他の介護休業、産前産後休業、育児休業が開始されたことにより終了した場合（その場合備考欄にそれらの休業開始日と休業終了予定日を記載してください）をいいいます。

(10) 申請者氏名については、記名押印又は署名のいすれかにより記載してください。
- 6 払渡希望金融機関指定届の記載について

(1) 「名称」欄に介護休業給付金の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）、「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄に申請者本人名義の通帳の記号（口座）番号を記載してください。

(2) 払渡しできる口座は、金融機関の普通預（貯）金口座に限られます。

(3) 金融機関による確認印欄に必ず「名称」欄に記載した金融機関の確認印を受けてください（申請者本人が金融機関に届け出た印を押印する欄ではないので間違いのないようにしてください）。

(4) なお、金融機関の確認を受けずに、支給申請書の提出と同時に申請者本人の名義の通帳又はキャッシュカード（現物）を提示していただいても差し支えありません。
- 7 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合には、介護休業給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられことがあります。また、事業主は、記載事実に誤りのないことの証明を行ってください。事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正受給金の返還、納付命令、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
- 8 本手続は電子申請による申請が可能です。
なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。
- 9 本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者本人の申請であることを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の（電子）署名に代えることができます。この場合の申請者氏名欄には、申請者氏名に代えて「申請について同意済み」と記載してください。

◆ 金融機関へのお願い

雇用保険の失業等給付を受給者の金融機関口座へ迅速かつ正確に振り込むため、表面36の記載事項のうち「申請者氏名」欄、「名称」欄及び「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄（「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄）を確認した上、「金融機関による確認印」欄に貴金融機関確認印を押印してください。また、金融機関コード及び店舗コードを記入してください（ゆうちょ銀行の場合を除く。）。

様式第三十七号を次のように改める。



雇用保険被保険者転勤届光ディスク等提出用総括票

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

9.	
備	
考	

雇用保険法施行規則第13条第1項の規定により上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

住 所

記名押印又は署名
印

事業主 氏名

電話番号

公共職業安定所長 殿

社会保険	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
労務士 記載欄		印	

※ 所長 次長 課長 係長 係員 操作者

備 考	
	確認通知 平成 年 月 日

注 意

- 1 帳票の提出に際しては、届出に係る被保険者の既交付の雇用保険被保険者証及び雇用保険被保険者資格喪失届を添付すること。
 - 2 必ず添付する届出対象者名簿に記載のあるすべての者について、次の形式により届出内容を入力した光ディスク等、記録媒体と合わせて届け出ること。
総括票の記載項目については、各項目について 2 以上の条件を併記してはならず、また、1 の光ディスク等、記録媒体に 2 以上の雇用保険被保険者転勤届光ディスク等提出用総括票に対応するデータを記録してはならない。
なお、光ディスク等、記録媒体内の届出内容は総括票に記載されている項目について、総括票と同一の内容のものであること。
- (1) 光ディスク等、記録媒体の種類等
- ア CD で作成する場合、それぞれ、CD-ROM で作成する場合は JIS X 6281、CD-R で作成する場合は JIS X 6282、CD-RW で作成する場合は JIS X 6283 に準拠した記録媒体を使用すること。ボリューム構造及びファイル構造については、JIS X 0606, JIS X 0608 に準拠した形式で書き込むこと。
なお、書き込み後、必ずファイナライズの処理を行うこと。
- イ DVD で作成する場合、それぞれ、DVD-ROM で作成する場合は JIS X 6241 または JIS X 6242、DVD-R で作成する場合は JIS X 6245 または JIS X 6249、DVD-RW で作成する場合は JIS X 6248 に準拠した記録媒体を使用すること。ボリューム構造及びファイル構造については、JIS X 0607, JIS X 0609 に準拠した形式で書き込むこと。
なお、書き込み後、必ずファイナライズの処理を行うこと。
- ウ 使用する文字は漢字で記載する部分を除きすべて 1 バイトコード（半角）で作成すること。1 バイトコードについては、JIS8 単位符号、2 バイトコードはシフト JIS コードを使用すること。
- エ 個人データは 1 ファイルに連続して記録することとし、シングルファイル／シングルボリュームとすること。1 の光ディスク等、記録媒体に入力するデータは 1,000 人分までとすること。
- オ データ形式は CSV 形式とし、ファイル名は「10106-tenkin」拡張子は「csv」とすること。
- カ 光ディスク等、記録媒体のラベルに、事業所名、事業所番号、届出年月日、届出対象者数、転勤年月日を記載すること。
- (2) 光ディスク等、記録媒体入力方法
- ア 管理データ
- (項目行) 郡市区符号、事業所記号、通番、作成年月日、代表届書コード、連記式項目バージョン（改行）
(データ行) 10,777,001,20070720,22223,03 (改行)
- イ 事業所識別符号
[kanri] (改行)
- ウ 事業所管理データ
社会保険労務士氏名、事業所情報数（改行）
.001 (改行)
- (項目行) 郡市区符号、事業所記号、事業所番号、親番号（郵便番号）、子番号（郵便番号）、事業所所在地、事業所名称、事業主氏名、電話番号、雇用保険適用事業所番号（安定所番号）、雇用保険適用事業所番号（一連番号）、雇用保険適用事業所番号（チェックペイジット）(改行)
(データ行) 10,777,12345,160,0023,東京都新宿区西新宿9-99-9,東京株式会社,鈴木 次郎,03-1234-XXXX,1234,123456,5 (改行)
- エ データ識別符号
[data] (改行)
- オ 個人データ
- (項目行) 帳票種別、安定所番号、被保険者番号 4 衔、被保険者番号 6 衔、被保険者番号チェックペイジット、生年月日（元号）、生年月日（年）、生年月日（月）、生年月日（日）、被保険者氏名、被保険者氏名フリガナ（カタカナ）、被保険者氏名（ローマ字）、資格取得年月日（元号）、資格取得年月日（年）、資格取得年月日（月）、事業所番号（安定所番号）、事業所番号（一連番号）、事業所番号（チェックペイジット）、転勤前の事業所番号（安定所番号）、転勤前の事業所番号（一連番号）、転勤前の事業所番号（チェックペイジット）、転勤年月日（元号）、転勤年月日（年）、転勤年月日（月）、転勤前事業所名称・所在地、変更前氏名（フリガナ）、変更前氏名、氏名変更年月日（元号）、氏名変更年月日（年）、氏名変更年月日（月）、氏名変更年月日（日）、備考、あて先、備考欄（備考）、確認通知年月日（元号）、確認通知年月日（年）、確認通知年月日（月）、確認通知年月日（日）(改行)
(データ行 1) 10106,,1234,005678,5,昭和,35,01,01,漢字 氏名,カンジ シメイ,KANJI SHIMEI,平成,14,04,01,1234,123456,5,1234,234567,5,平成,17,04,01,東京都中央区銀座9-99-9,ヘンコウエ シメイ,変更前 氏名,平成,30,12,06,,飯田橋,,,, (改行)
(データ行 2) 10106,,1234,005678,1,.....
- (ア) 帳票種別：「10106」
- (イ) 被保険者番号：「雇用保険被保険者証」に記載されている雇用保険被保険者番号を 4 衔（一連番号）、6 衔（一連番号）、1 衔（チェックペイジット）に分けて入力すること。
- (ウ) 生年月日：元号は明治、大正、昭和、平成のいずれかを漢字で入力し、〇〇年××月△△日生まれの場合、「〇〇, ××, △△」と入力すること。
- (エ) 被保険者氏名、フリガナ（カタカナ）：被保険者氏名を漢字、カタカナで入力すること。
被保険者に氏名変更があった場合は、新氏名を入力すること。
- (オ) 被保険者氏名（ローマ字）：被保険者が外国人の場合に、在留カードに記載されている順にローマ字氏名を入力すること。
- (カ) 資格取得年月日：元号は昭和、平成のいずれかを漢字で入力し、年月日は（ウ）と同様に入力すること。
- (キ) 事業所番号：「雇用保険適用事業所設置届事業主控」に記載されている雇用保険適用事業所番号を 4 衔（安定所番号）、6 衔（一連番号）、1 衔（チェックペイジット）に分けて入力すること。
- (ク) 転勤前の事業所番号：転勤前の雇用保険適用事業所番号を（カ）と同様に入力すること。
- (ケ) 転勤年月日：元号は平成を漢字で入力すること。年月日は（ウ）と同様に入力すること。
- (コ) 転勤前事業所名称・所在地：半角、全角に問わらず文字数 72 文字までで入力すること。
- (サ) 変更前氏名：被保険者に氏名変更があった場合は、変更前氏名を入力すること。
- (シ) 氏名変更年月日：被保険者に氏名変更があった場合は、氏名変更年月日を入力すること。
- (ス) 備考：半角、全角に問わらず文字数 784 文字までで入力すること。
- (セ) あて先：提出先安定所を漢字 10 文字までで入力すること。（例）飯田橋公共職業安定所の場合、「飯田橋」と入力する。
※安定所番号、備考欄（備考）、確認通知年月日は省略する。
- 3 2 棚については、当該被保険者が 6 棚の日に所属する、当該届出を行う事業所の事業所番号を記載すること。事業所番号が 10 衔の構成である場合は、最初の 4 衔を最初の 4 つの枠内に、残りの 6 衔を「-」に続く 6 つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠とすること。
- 4 4 棚にはこの帳票に添付する光ディスク等、記録媒体に入力されている労働者数を記載し、別紙として、届出る被保険者の名簿（漢字及び読み仮名（カタカナ）、外国人労働者の場合は、在留カードに記載されている順のローマ字及び読み仮名（カタカナ））を添付すること。なお、名簿及び光ディスク等、記録媒体内の届出対象者の記載順は五十音順とすること。
- 5 5 棚は転勤前の事業所の事業所番号を記載すること。なお、事業所番号が 10 衔の構成である場合の記載については上記 3 と同様とすること。
- 6 6 棚は転勤の年月日を記載すること。
- 7 7 及び 8 棚には 5 棚に記載した事業所の事業所名称及び所在地を記載すること。
- 8 ※印のついた欄は記載しないこと。
- 9 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、その主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。
なお、事業主の氏名（法人にあっては代表者の氏名）については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

雇用保険被保険者転勤届光ディスク等提出用総括票に係る対象者名簿

	漢字氏名	読み仮名(カタカナ)		漢字氏名	読み仮名(カタカナ)
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

(注意)

- 1 該当対象者名簿と光ディスク等の個人データの順序は同一（五十音順）であること。
- 2 対象者が40名を越え、当該様式が複数枚にわたる場合には、頁数を記載し、又は通し番号を修正したうえ、提出すること。この場合においても、名簿全体が五十音順である必要があること。
- 3 外国人労働者の場合は、漢字氏名の欄には、ローマ字氏名（在留カード記載順）を記載すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百一条の二の八の改正規定（同条第一項第一号の次に一号を加える部分を除く。）、附則第二十五条の改正規定及び様式第三十三号の二の五の改正規定並びに次条及び附則第三条 平成三十一年四月一日

日

二 第十四条を削り、第十四条の二を第十四条とし、第十四条の三を第十四条の二とし、第十四条の四を第十四条の三とする改正規定、様式第四号の改正規定、様式第九号の二の改正規定、様式第十号の改正規定、様式第十号の二の改正規定、様式第三十三号の三の改正規定、様式第三十三号の三の二の改正規定、様式第三十三号の五の改正規定、様式第三十三号の五の二の改正規定、様式第三十三号の六の改正規定及び様式第三十七号の改正規定 平成三十二年一月一日

三 第六条の改正規定、第七条の改正規定、第十三条の改正規定、第一百一条の五の改正規定及び第一百一条

の十三の改正規定（同条第六項に係る部分を除く。） 平成三十二年四月一日

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新令」という。）第一百一条の二の八及び附則第二十五条の規定は、この省令の施行の日以後に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項の規定による教育訓練（以下「教育訓練」という。）を開始した者について適用し、施行日前に教育訓練を開始した者に対するこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧令」という。）第一百一条の二の八及び附則第二十五条の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている旧令の様式（次項において「旧様式」という。）により提出されている書類は、新令の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第三条 厚生労働大臣、都道府県労働局長及び公共職業安定所長は、この省令の施行の日前においても、新令第一百一条の二の七第一号の二に規定する特定一般教育訓練及び同条第二号に規定する専門実践教育訓練

に係る教育訓練給付金の支給のために必要な準備行為を行うことができる。